

上牧町障がい者計画 及び第7期障がい福祉計画



令和6（2024）年3月

上 牧 町



はじめに

上牧町では、平成 30（2018）年 3 月に「上牧町障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画」、令和 3（2021）年 3 月に「上牧町第 6 期障がい福祉計画」を策定し、様々な分野におよぶ障がい福祉施策を展開してまいりました。

この間、国においては、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正をはじめ、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等が制定されるなど、様々な法制度が整備され、社会全体で障がいのある人を支える仕組みが構築されてきました。一方で、発達に不安のある子どもの増加、障がいのある人やその家族の高齢化など、その多様な支援ニーズが可視化されるようになり、よりきめ細かな支援が求められるようになっていきます。

このような状況を背景に、国の制度改正や社会情勢の変化等に的確に対応し、上牧町における障がい福祉施策を総合的・体系的に推進していくため、新たに 8 つの推進施策を定め、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を含めた「上牧町障がい者計画及び第 7 期障がい福祉計画」を策定しました。

本計画の基本目標である「共生社会の実現」を目指し、住民の皆様、関係機関、事業者の方々のご協力をいただき、連携しながら、施策の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたって、上牧町障がい者計画及び第 7 期障がい福祉計画策定委員会においてご審議いただいた委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言、またアンケート調査やヒアリング調査にご協力をいただきました住民の皆様や関係機関の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月



上牧町長 今中 富夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の性格	2
〔1〕 法的根拠	2
〔2〕 他計画との関係	3
3 本計画の対象	5
4 計画の策定体制	5
〔1〕 アンケート調査の実施	5
〔2〕 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会の開催	5
〔3〕 関係団体ヒアリング調査の実施	6
〔4〕 パブリックコメントの実施	6
5 計画の期間	6
第2章 本町の障がい者を取り巻く現状と課題	7
1 人口構造	7
2 障がい者の状況	8
〔1〕 障害者手帳所持者の状況	8
〔2〕 身体障害者手帳所持者の状況	9
〔3〕 療育手帳所持者の状況	11
〔4〕 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	12
〔5〕 精神障害者医療費助成受給者の状況	13
〔6〕 自立支援医療受給者の状況	13
〔7〕 特定疾患医療受給者（難病患者）の状況	14
3 就園・就学の状況	15
〔1〕 就学前児童の手帳所持者数	15
〔2〕 小・中支援学級、支援学校での本町の児童・生徒の在籍者数	15
4 障がいのある人の求職・雇用状況	16
〔1〕 求人状況	16
〔2〕 就職状況	16
〔3〕 支援対象者の状況	17
5 調査結果でみる障がいのある人の現状と課題	18
〔1〕 アンケート調査	18
〔2〕 関係団体ヒアリング調査	35
〔3〕 課題の整理	36

第3章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本理念と基本的視点	38
〔1〕基本理念と基本目標	38
〔2〕基本的視点	39
2 施策の体系	40
第4章 障がい者計画	41
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	41
〔1〕障がいを理由とする差別の解消の推進	41
〔2〕障がい者虐待防止と権利擁護の強化	43
2 安全・安心な生活環境の整備	44
〔1〕生活環境整備の促進	44
〔2〕交通・移動手段の充実	45
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	46
〔1〕情報アクセシビリティの向上	46
〔2〕意思疎通支援の充実	47
4 防災、防犯等の推進	48
〔1〕防災、防犯対策の推進	48
〔2〕消費者被害の防止	49
5 保健・医療の推進	50
〔1〕障がいの原因となる疾病等の予防等	50
〔2〕保健・医療の充実	51
6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	53
〔1〕相談支援体制の充実	53
〔2〕障害福祉サービスの提供体制の確保及び質の向上	54
〔3〕障がい者スポーツの振興・文化芸術活動の支援	55
7 教育・保育の振興	56
〔1〕療育支援体制の充実	56
〔2〕将来を見据えた就学前からの切れ目のない支援	57
〔3〕教育・保育環境の充実	58
8 経済的自立に向けた就労支援の推進	60
〔1〕障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進	60
〔2〕障がいのある人の就労機会や場の拡大・福祉的就労の充実	61

第5章 障がい福祉計画	62
1 第6期計画の達成状況と第7期計画の目標	62
〔1〕施設入所者の地域生活への移行	62
〔2〕精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
〔3〕地域生活支援の充実	65
〔4〕福祉施設から一般就労への移行等	66
〔5〕障がい児支援の提供体制の整備等	67
〔6〕相談支援体制の充実・強化等	69
〔7〕障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	70
2 障害（児）福祉サービスの見込み	72
〔1〕障害（児）福祉サービスの概要	72
〔2〕障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	74
〔3〕障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策	82
3 地域生活支援事業の見込み	85
〔1〕必須事業	85
〔2〕任意事業	89
第6章 計画の推進体制	90
1 計画の推進体制	90
〔1〕庁内における計画の推進体制	90
〔2〕西和7町障害者等支援協議会との連携体制	91
2 計画の推進管理及び評価	91
資料編	92
1 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会規則	92
2 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 委員名簿	93
3 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定の経過	94

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がい者」や「障がいのある人」等と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。



1 計画策定の趣旨と背景

近年、わが国においては少子高齢化が進展するとともに、長寿化が進み、障がいのある人やその介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化という問題が顕在化しています。一方、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障がいのある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響で浮き彫りとなった諸問題により、人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しました。このような中、以前にも増して、誰もが暮らしやすい社会づくりの実現を望む声が高まっています。

障がい者施策については、国では、令和3（2021）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」を公布、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児^{※1}及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ^{※2}・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和4（2022）年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決（令和6（2024）年4月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

上牧町（以下「本町」という。）では、平成30（2018）年3月に「上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」、令和3（2021）年3月に「上牧町第6期障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「上牧町障がい者計画」及び「上牧町第6期障がい福祉計画」が令和5（2023）年度末をもって終了することから、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）や障がいのある人の新たなニーズ等を踏まえ、障がいのある人が自ら望む地域生活を送り、障がい者福祉施策全般の一層の充実を図るために、新たに分野別施策の方向性を定めた「上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※1 医療的ケアとは、自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のこと。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」とは区別される。

※2 アクセシビリティ（Accessibility）とは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

2 計画の性格

〔1〕 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であり、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた計画です。さらに、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」についても、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を示す計画でもあります。

■障がい分野の各計画について

障がい者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定されるものです。

町の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向性と具体的方策を明らかにするものです。計画の期間は6年です。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるものです。

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は3年です。

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定されるものです。

障害児通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は3年です。

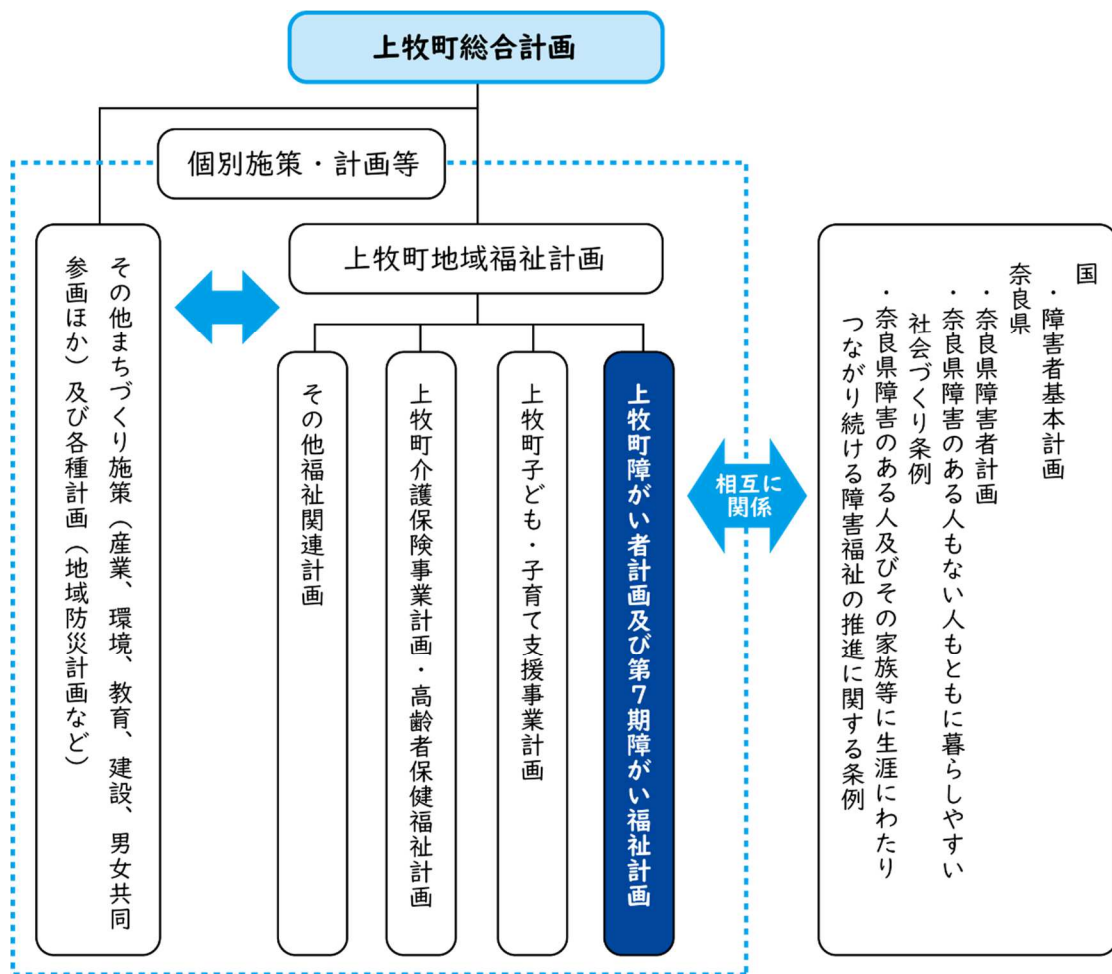
〔2〕他計画との関係

「上牧町障がい者計画」は、国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、本町のまちづくりの方向性を示した「上牧町総合計画」の分野別計画のひとつであり、障がいのある人のための施策に関する本町の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。

「上牧町障がい福祉計画」は、障がい者計画の分野別施策（障害福祉サービスや地域生活支援事業等の量の見込みやその確保方策など）を具体的に実施する計画に相当するものです。

また、「上牧町地域福祉計画」をはじめ、「上牧町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「上牧町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画と整合を図っています。

■上位計画及び関連計画との関係



さらに、平成 27（2015）年に国連において採択された SDGs^{※3}（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への総合的な取り組みを進めることが求められています。

本計画では、SDGs の趣旨である持続可能な循環型社会の実現に即した計画とするため、関連する開発目標を次のとおり示します。今後の関連計画の見直し等を見据えて整合性を図りながら、意識の醸成・定着につなげていきます。



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



10. 人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



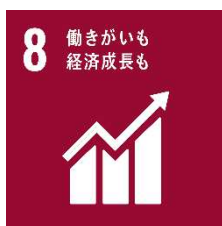
11. 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



8. 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

※3 SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略語。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12（2030）年を期限とする国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

3 本計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育^{※4}の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい^{※5}者や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

4 計画の策定体制

〔1〕アンケート調査の実施

障がい者のニーズを把握し、本計画の策定及び障害福祉サービスなどの提供体制の計画的な整備・充実を進めるための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方及び障害福祉サービス等を利用している方
調査項目	回答者の属性、ふだんの暮らし、外出、災害時、教育・育成、保健・医療、障害福祉サービス、相談・情報・コミュニケーション、いやな思いをした体験や経験、地域との関わり、今後充実してほしい施策
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5（2023）年8月18日～令和5（2023）年9月8日
回収結果	配布件数：1,000件、回収数：550件、回収率：55.0%

〔2〕上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、保健医療福祉関係者、障害福祉サービス事業者、障がい者団体、学校関係者、民生児童委員協議会、一般公募、行政の各代表者等で委員を構成する「上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見を聞きながら進めました。

※4 療育とは、障がいのある子どもの発達を促し、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

※5 高次脳機能障がいとは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのこと。

〔3〕関係団体ヒアリング調査の実施

障がい者の関係団体に対して、障害福祉サービスや相談・情報提供、防災などに関する意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的にヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング実施の経過

実施日	実施団体
令和5（2023）年8月24日	上牧町手をつなぐ育成会
令和5（2023）年9月14日	西和家族会、上牧町聴覚障害者協会、上牧町身体障害者協議会
令和5（2023）年9月19日	西和地域肢体不自由児者父母の会

〔4〕パブリックコメントの実施

本計画（素案）に対する意見を広く住民から求めるため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■パブリックコメントの実施期間・方法

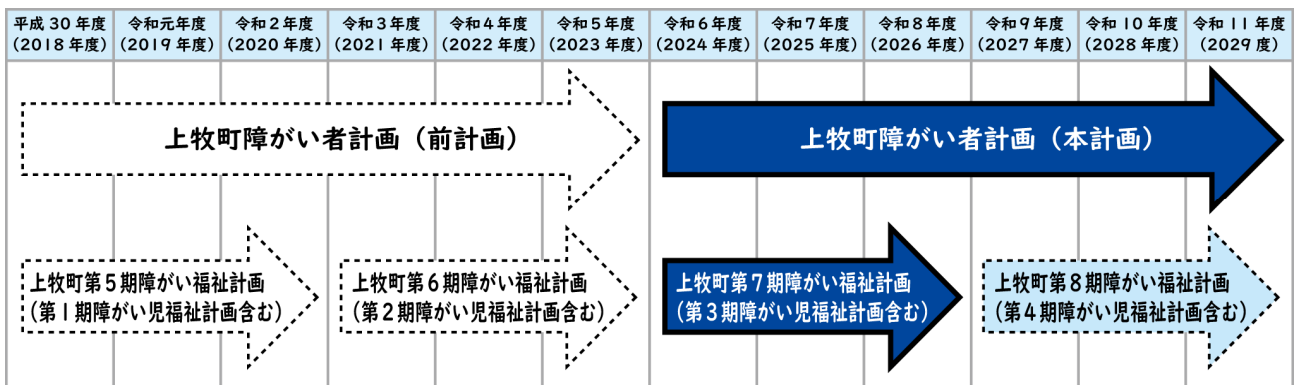
実施期間	令和6（2024）年2月5日～令和6（2024）年3月5日
実施方法	ホームページへの掲載、町内5か所での計画書（素案）の掲示

5 計画の期間

「上牧町障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。また、「上牧町第7期障がい福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

■上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の各計画期間





第2章

本町の障がい者を取り巻く現状と課題

I 人口構造

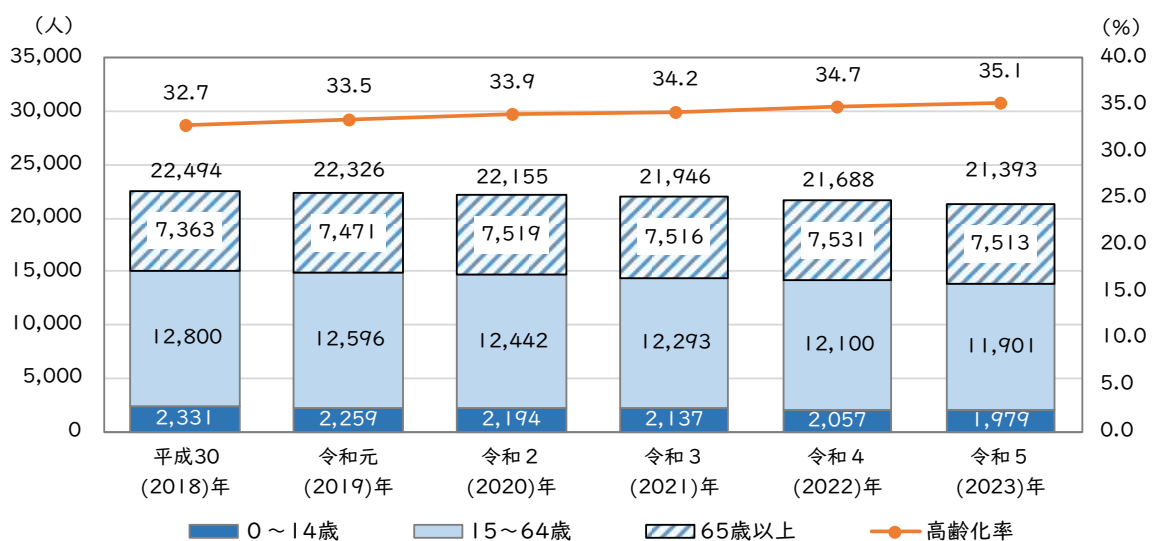
本町の総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年は、平成30（2018）年から1,101人減少し、21,393人となっています。

年齢3区分別の人口で見ると、令和2（2020）年以降は、すべての区分において、おおむね減少傾向となっていますが、割合で見ると、65歳以上は増加傾向となっており、令和5（2023）年の高齢化率（総人口に占める65歳人口の割合）は35.1%となっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移

項目	単位	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
総人口	人	22,494	22,326	22,155	21,946	21,688	21,393
0～14歳	人口	2,331	2,259	2,194	2,137	2,057	1,979
	割合	10.4	10.1	9.9	9.7	9.5	9.3
15～64歳	人口	12,800	12,596	12,442	12,293	12,100	11,901
	割合	56.9	56.4	56.2	56.0	55.8	55.6
65歳以上	人口	7,363	7,471	7,519	7,516	7,531	7,513
	割合	32.7	33.5	33.9	34.2	34.7	35.1

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



2 障がい者の状況

〔1〕 障害者手帳所持者の状況

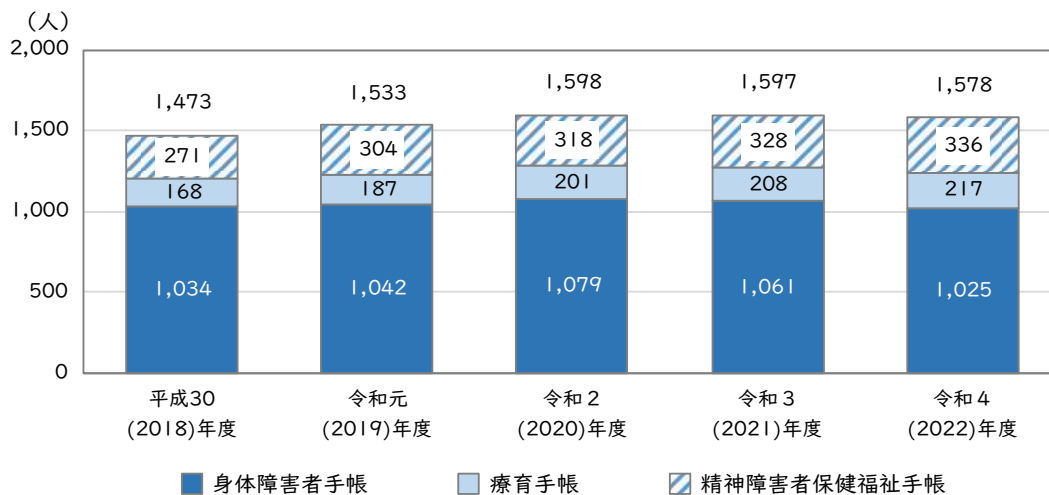
本町の障害者手帳所持者の総数は、増加傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度以降は減少に転じており、令和4（2022）年度末現在で1,578人となっています。

また、手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳は令和2（2020）年度以降に減少傾向となっていますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は増加傾向で推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
身体障害者手帳	人	1,034	1,042	1,079	1,061	1,025
総人口に占める身体障害者 手帳所持者の割合	%	4.7	4.7	4.9	4.9	4.8
療育手帳	人	168	187	201	208	217
総人口に占める療育手帳所 持者の割合	%	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0
精神障害者保健福祉手帳	人	271	304	318	328	336
総人口に占める精神障害者 保健福祉手帳所持者の割合	%	1.2	1.4	1.4	1.5	1.6
合計	人	1,473	1,533	1,598	1,597	1,578
総人口に占める障害者手帳 所持者の割合	%	6.6	6.9	7.2	7.3	7.3

(各年度末現在)



〔2〕身体障害者手帳所持者の状況

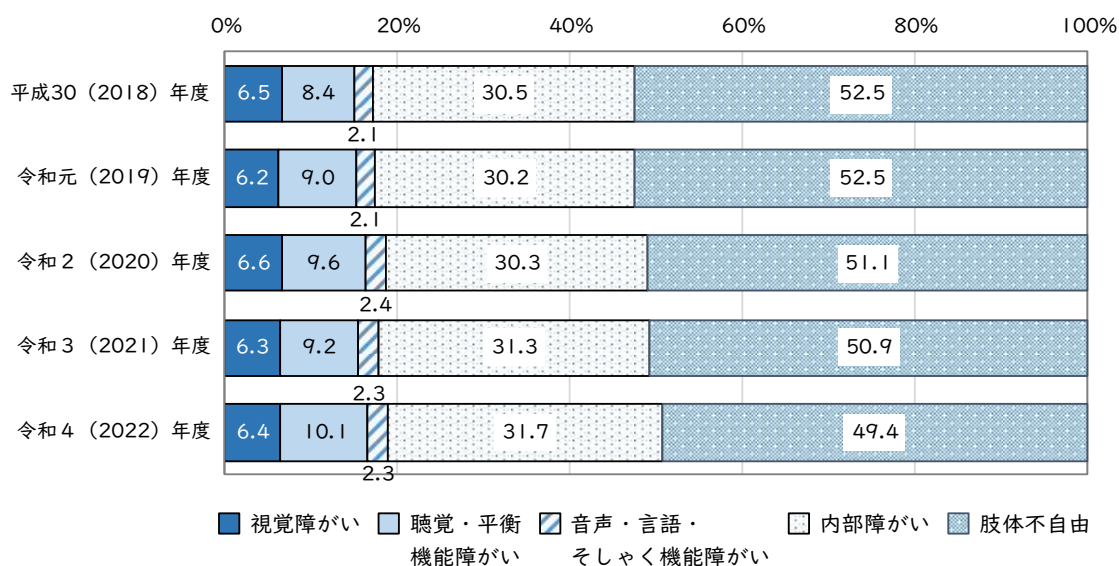
身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度以降は減少に転じており、令和4（2022）年度末現在、重複を含む延人数は1,087人となっています。

また、令和4（2022）年度末現在を障がいの種類別で見ると、「肢体不自由」が537人（49.4%）で最も多く、次いで「内部障がい」が345人（31.7%）となっており、年齢別で見ると、65歳以上が846人（82.5%）で最も多くなっており、等級では1級が331人（32.3%）で最も多くなっています。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移（重複を含む延人数）

項目	単位	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成30（2018）年度	人	73	94	23	585	340	1,115
令和元（2019）年度	人	72	105	24	609	351	1,161
令和2（2020）年度	人	77	112	28	596	354	1,167
令和3（2021）年度	人	71	105	26	578	356	1,136
令和4（2022）年度	人	70	110	25	537	345	1,087

（各年度末現在）



■年齢別障がい種別身体障害者手帳所持者数（重複を含む延人数）

項目	単位	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	人	0	4	0	5	3	12
18～64歳	人	15	9	5	101	48	178
65歳以上	人	55	97	20	431	294	897
合計	人	70	110	25	537	345	1,087

（令和4（2022）年度末現在）

■年齢別等級別身体障害者手帳所持者数

項目	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	年齢別人口に 占める割合
18歳未満	人	4	2	2	3	0	1	12	0.5%
18～64歳	人	63	20	19	37	17	11	167	1.5%
65歳以上	人	264	115	140	234	40	53	846	11.2%
合計	人	331	137	161	274	57	65	1,025	4.8%

（令和4（2022）年度末現在）

【3】療育手帳所持者の状況

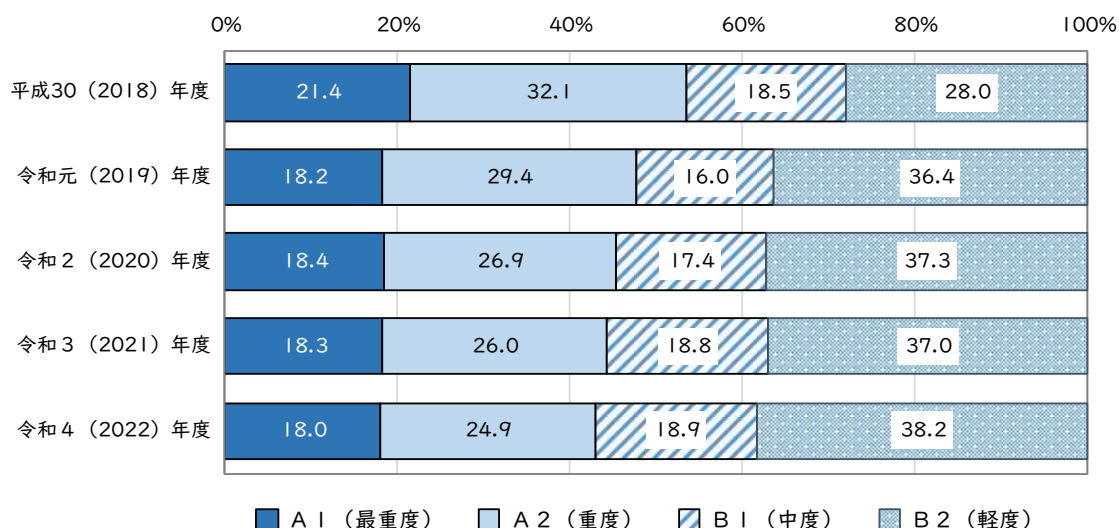
療育手帳所持者数は、令和4（2022）年度末現在で217人となっています。

また、令和4（2022）年度末現在を年齢別で見ると、18歳未満が78人（35.9%）、18～64歳が128人（59.0%）で、65歳以上が11人（5.1%）となっており、障がいの程度別で見ると、「B2（軽度）」が83人（38.2%）で最も多く、次いで「A2（重度）」が54人（24.9%）となっています。

■療育手帳所持者数の推移

項目	単位	A1（最重度）	A2（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計
平成30（2018）年度	人	36	54	31	47	168
令和元（2019）年度	人	34	55	30	68	187
令和2（2020）年度	人	37	54	35	75	201
令和3（2021）年度	人	38	54	39	77	208
令和4（2022）年度	人	39	54	41	83	217

（各年度末現在）



■年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数

項目	単位	A1（最重度）	A2（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計	年齢別人口に占める割合
18歳未満	人	5	10	14	49	78	3.0%
18～64歳	人	28	40	27	33	128	1.1%
65歳以上	人	6	4	0	1	11	0.1%
合計	人	39	54	41	83	217	1.1%

（令和4（2022）年度末現在）

〔4〕精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

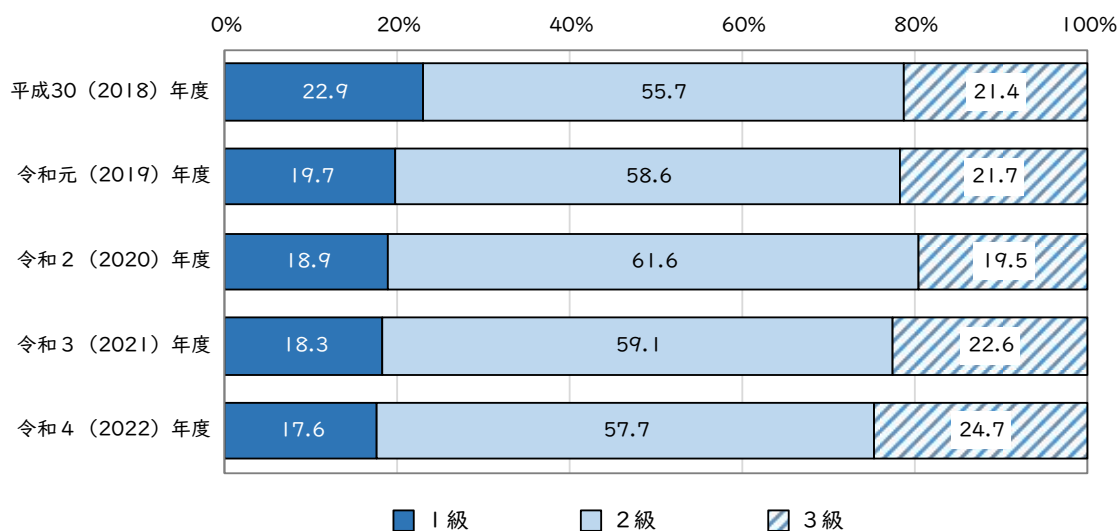
精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和4（2022）年度末現在で336人となっています。

また、令和4（2022）年度末現在を年齢別で見ると、18歳未満が10人（3.0%）、18～64歳が249人（74.1%）で、65歳以上が77人（22.9%）となっており、障がいの等級別で見ると、「2級」が194人（57.7%）で最も多く、次いで「3級」が83人（24.7%）、「1級」が59人（17.6%）となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

項目	単位	1級	2級	3級	合計
平成30（2018）年度	人	62	151	58	271
令和元（2019）年度	人	60	178	66	304
令和2（2020）年度	人	60	196	62	318
令和3（2021）年度	人	60	194	74	328
令和4（2022）年度	人	59	194	83	336

（各年度末現在）



■年齢別障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

項目	単位	1級	2級	3級	合計	年齢別人口に占める割合
18歳未満	人	0	2	8	10	0.4%
18～64歳	人	28	153	68	249	2.2%
65歳以上	人	31	39	7	77	1.0%
合計	人	59	194	83	336	1.6%

（令和4（2022）年度末現在）

〔5〕精神障害者医療費助成受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳を持っている人に対して、医療費の助成事業を実施しています。
受給者数は増加傾向で推移しており、令和4（2022）年度末現在で191人です。

■精神障害者医療費助成受給者数

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
国保	人	96	97	107	104	105
社保	人	38	48	49	50	57
後期高齢	人	26	27	27	21	29
合計	人	160	172	183	175	191

(各年度末現在)

〔6〕自立支援医療受給者の状況

①精神通院医療

精神通院医療は、統合失調症のほか、うつ病や薬物などの精神作用物質による急性中毒またはその依存症、てんかんや認知症などの神経疾患で、通院による治療を続ける必要がある病状の人を対象に、その通院に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

精神通院医療の受給者数は、令和4（2022）年度末現在で504人となっています。

■精神通院医療受給者数の推移

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受給者数	人	362	389	462	508	504

(各年度末現在)

②更生医療

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた人（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

更生医療の受給者数は、令和4（2022）年度末現在で75人となっています。

■更生医療受給者数の推移

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受給者数（実人数）	人	65	75	65	68	75

(各年度末現在)

③育成医療

育成医療は、身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

育成医療の受給者数は、令和4（2022）年度末現在で1人となっています。

■育成医療受給者数の推移

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受給者数（実人数）	人	4	6	4	4	1

（各年度末現在）

〔7〕特定疾患医療受給者（難病患者）の状況

特定疾患医療費助成制度は、指定難病にかかっている人で、一定の要件を満たす人に対し、当該疾病に対する医療等に係る費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する制度です。

特定疾患医療受給者（難病患者）数は、令和4（2022）年度末現在で204人となっています。

■特定疾患医療受給者（難病患者）数の推移

項目	単位	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受給者数	人	226	213	217	217	199	204

資料：奈良県中和保健所（各年度末現在）

3 就園・就学の状況

〔1〕就学前児童の手帳所持者数

障害者手帳を所持する就学前児童は、令和4（2022）年度末現在、身体障害者手帳が4人、療育手帳が11人となっています。

〔2〕小・中支援学級、支援学校での本町の児童・生徒の在籍者数

令和5（2023）年5月1日現在、支援学級に在籍する児童・生徒数は町立小学校が62人、町立中学校が22人となっています。

また、支援学校に在籍する児童・生徒は、小学部は1人、中学部は7人、高等部は2人となっています。

■小・中学校支援学級、支援学校での本町の児童・生徒

項目		単位	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援学級	町立小学校	人	54	59	62
	町立中学校	人	20	25	22
支援学校	小学部	人	7	4	1
	中学部	人	1	4	7
	高等部	人	11	8	2

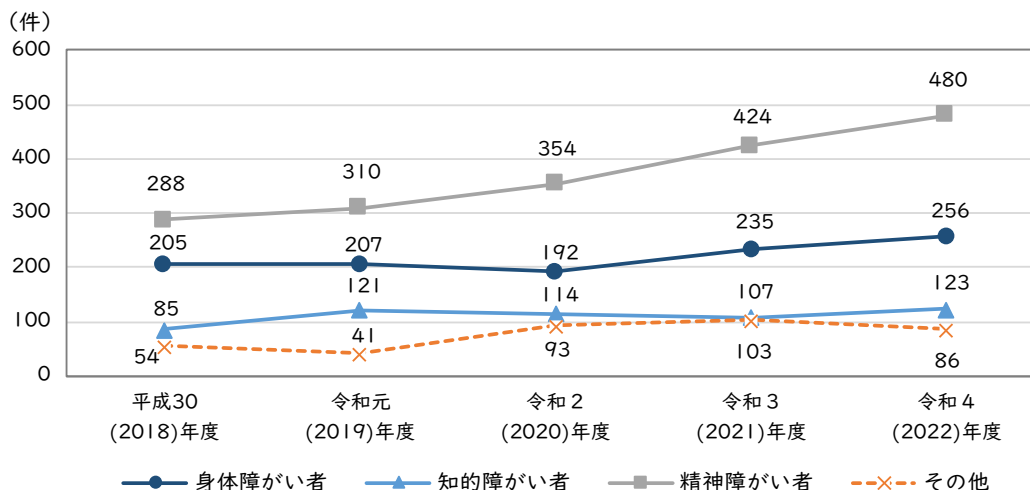
（各年度5月1日現在）

4 障がいのある人の求職・雇用状況

〔1〕 求人状況

ハローワーク大和高田管内における令和4（2022）年度の障がい者の新規求職申込件数は、精神障がい者が480件で最も多く、次いで身体障がい者が256件、知的障がい者は123件となっています。

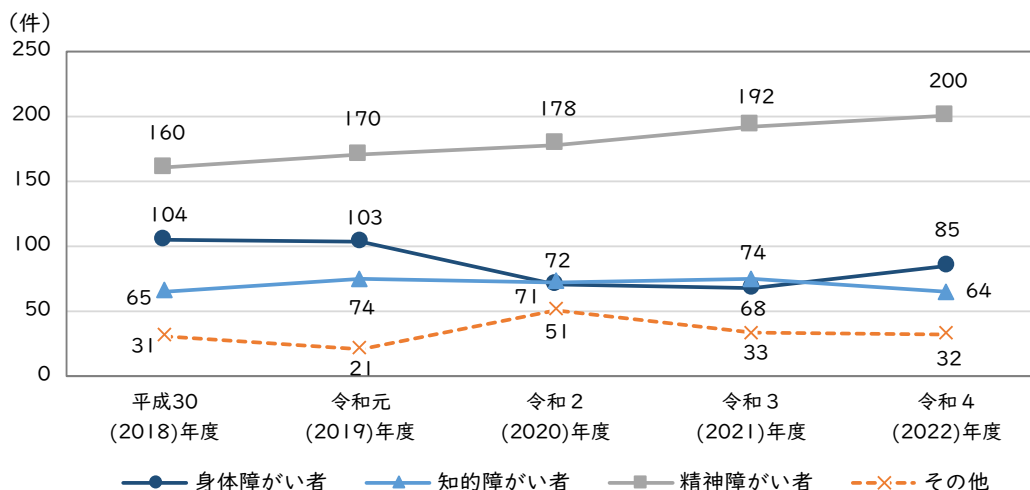
■ハローワーク大和高田管内における新規求職申込件数



資料：ハローワーク大和高田（各年度末現在）

〔2〕 就職状況

ハローワーク大和高田管内における令和4（2022）年度の障がい者の就職件数は、精神障がい者が200件で最も多く、次いで身体障がい者が85件、知的障がい者は64件となっています。



資料：ハローワーク大和高田（各年度末現在）

〔3〕 支援対象者の状況

障害者就業・生活支援センターは、障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。

「なら西和障害者就業・生活支援センター ライク」では、障がいのある方の「働く」ことに関する相談を受けており、企業、ハローワーク、障害福祉サービス事業所、医療機関、学校など、地域のさまざまな機関とともに、「安心して働き続ける」ための支援をしています。なお、対象地域は、奈良県生駒市、大和郡山市、生駒郡安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町、北葛城郡王寺町・河合町・上牧町となっています。

■ 「なら西和障害者就業・生活支援センター ライク」における支援対象者の状況

項目	単位	登録者数	未登録者数	合計
就労中	人	24	5	29
求職中	人	26	9	35
その他	人	2	12	14
合計	人	52	26	78

(令和4(2022)年度末現在 上牧町の支援対象者のみ)

障がい種別	単位	精神	身体	知的	発達	高次脳機能障がい	難病	合計
支援対象者数	人	32	8	24	12	1	1	78

(令和4(2022)年度末現在 上牧町の支援対象者のみ)

■ 「なら西和障害者就業・生活支援センター ライク」登録後に就職した人数

項目	単位	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	合計
就職した人数	人	2	4	3	2	2	13

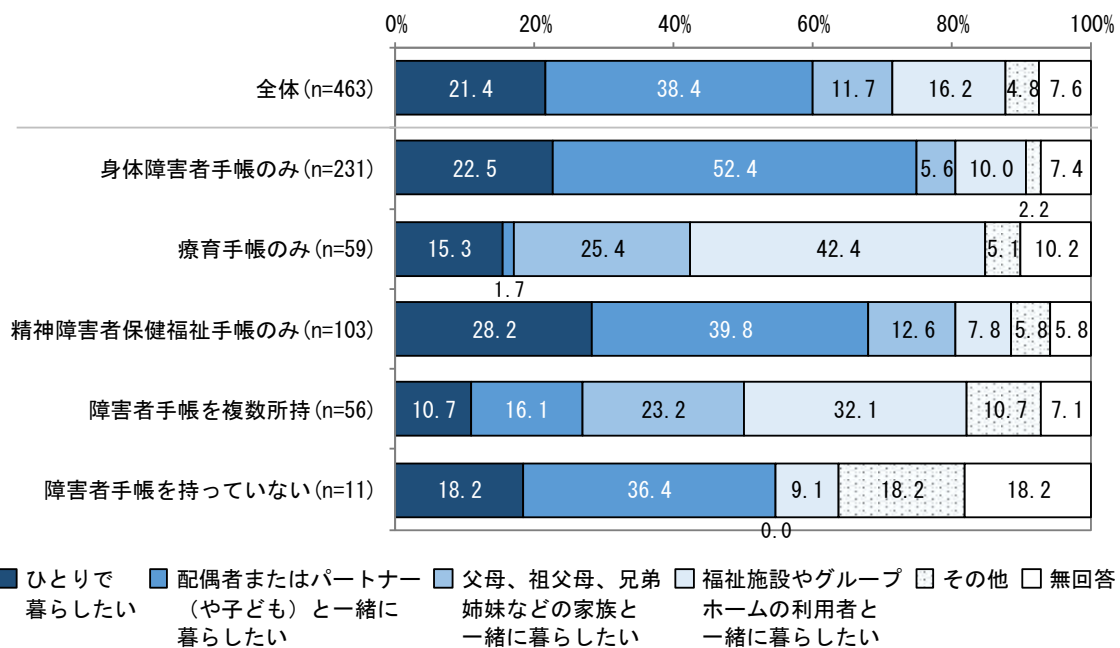
(各年度末現在 上牧町の支援対象者のみ)

5 調査結果でみる障がいのある人の現状と課題

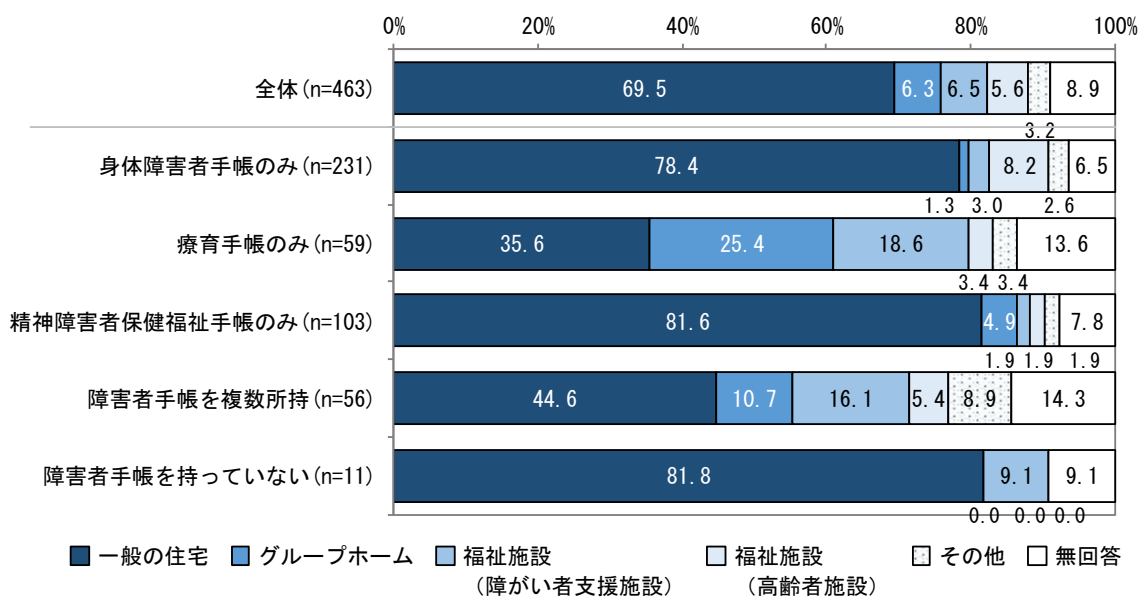
〔1〕 アンケート調査

① 将来希望する暮らし方（18歳以上）

将来、一緒に暮らしたい人について、18歳以上全体では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が38.4%で最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が21.4%、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」が16.2%となっています。

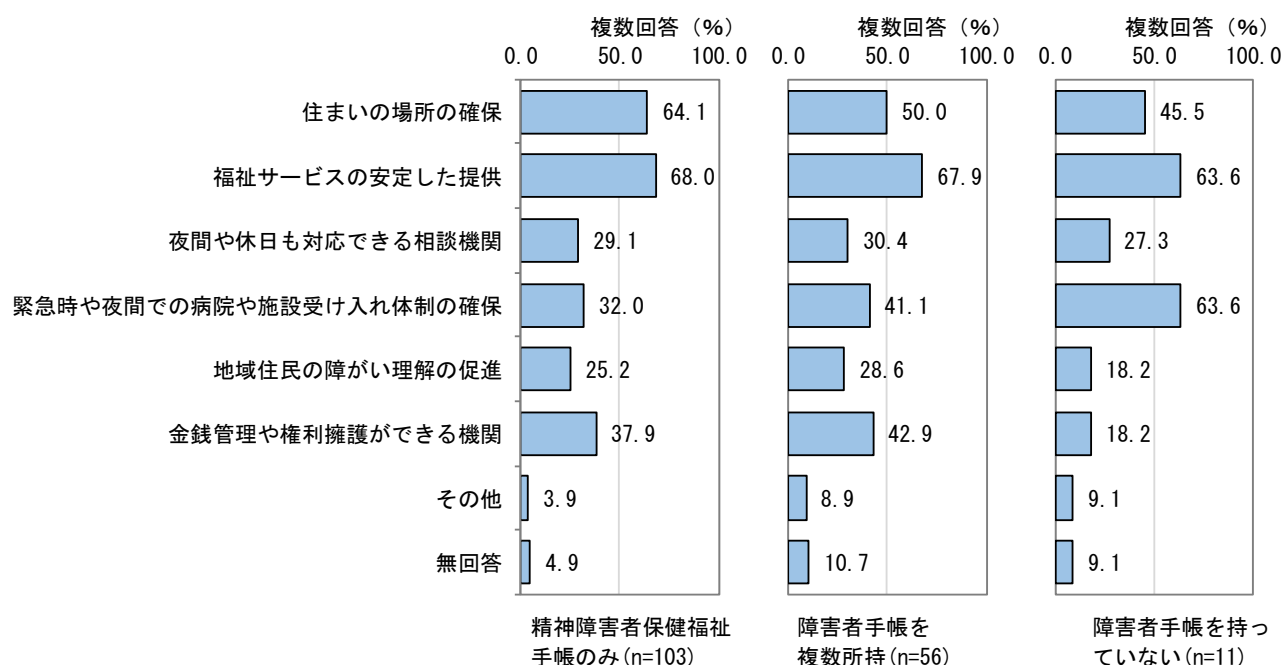
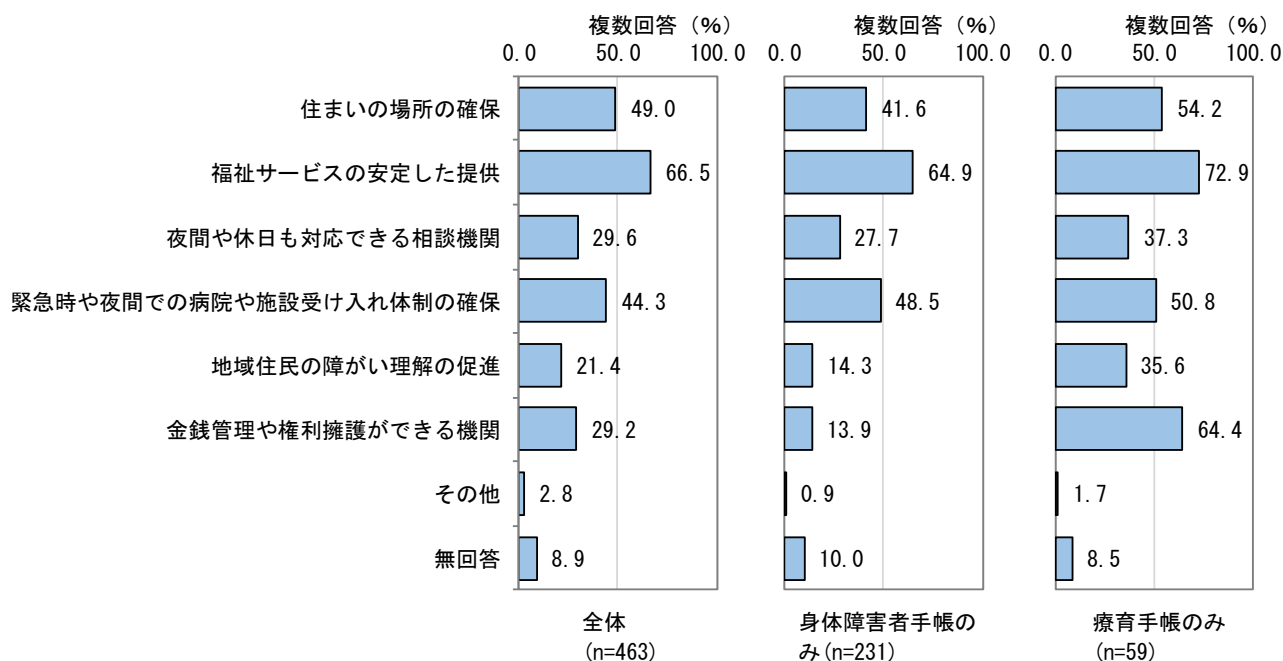


将来、暮らしたい場所について、18歳以上全体では「一般の住宅」が69.5%で最も多く、次いで「福祉施設（障がい者支援施設）」が6.5%、「グループホーム」が6.3%となっています。



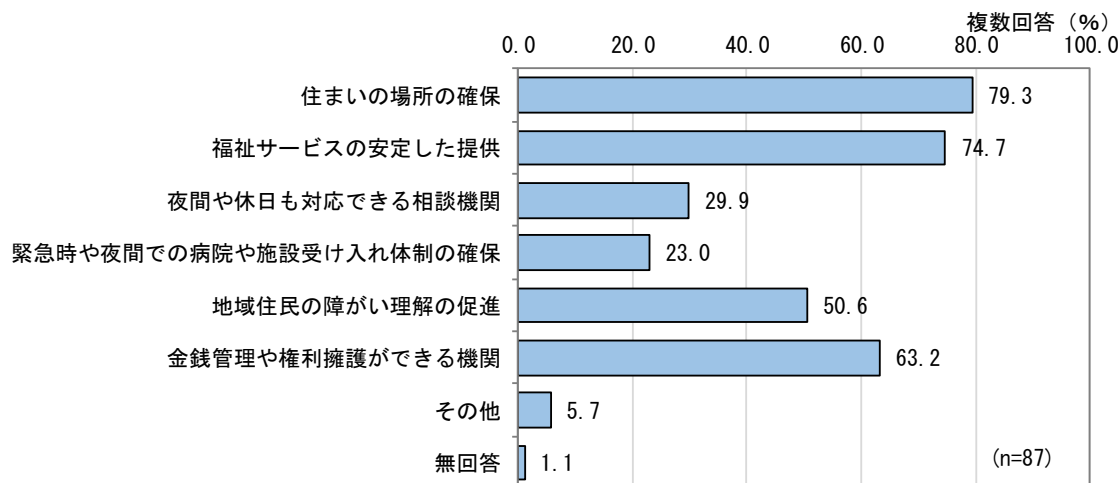
②グループホームやひとり暮らしで生活する場合に必要な支援（18歳以上）

家族等の介護者が亡き後やグループホームの利用を行う場合、あるいは一人暮らしを行う場合に、特に必要と考えることについて、18歳以上全体では「福祉サービスの安定した提供」が66.5%で最も多く、次いで「住まいの場所の確保」が49.0%、「緊急時や夜間での病院や施設受け入れ体制の確保」が44.3%となっています。



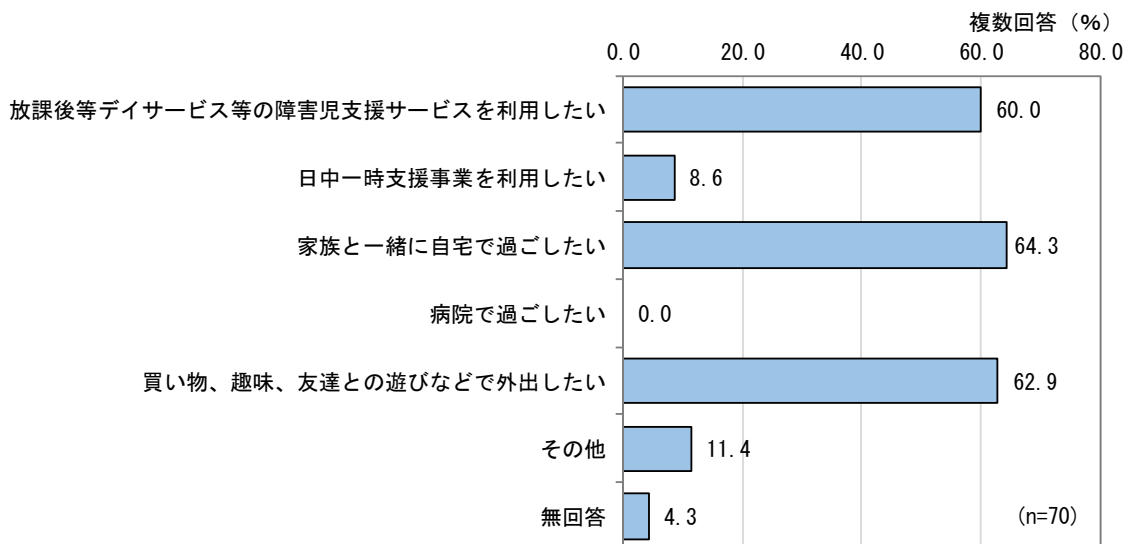
③親元を離れて自立して生活する場合に必要な支援（18歳未満）

将来、親元を離れて自立して暮らすときに、特に必要と考えることについて、18歳未満では「住まいの場所の確保」が79.3%で最も多く、次いで「福祉サービスの安定した提供」が74.7%、「金銭管理や権利擁護ができる機関」が63.2%となっています。



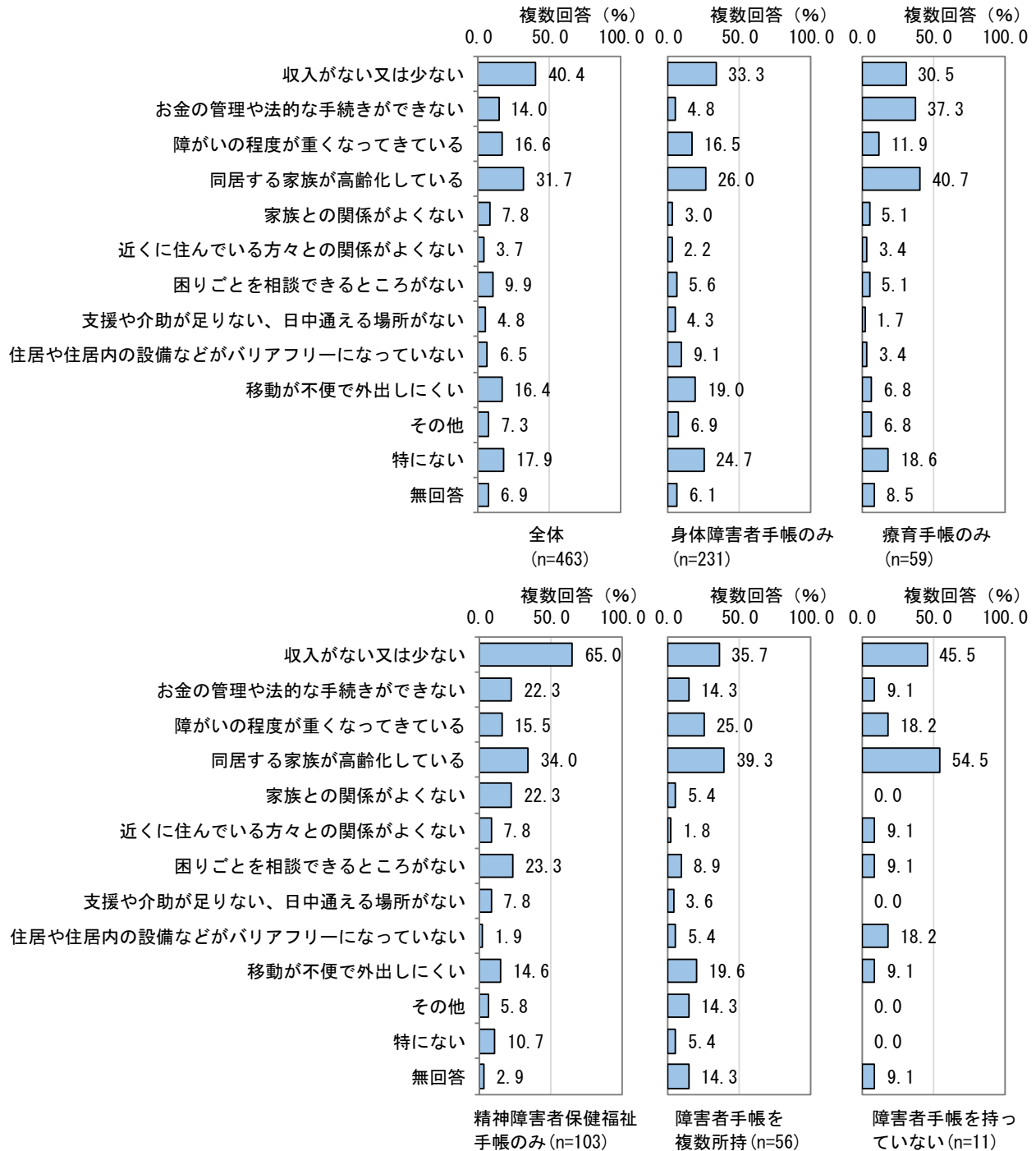
④学校が長い休みのときの希望する過ごし方（小学生以上・18歳未満）

今後希望する学校が長い休みの過ごし方について、18歳未満では「家族と一緒に自宅で過ごしたい」が64.3%で最も多く、次いで「買い物、趣味、友達との遊びなどで外出したい」が62.9%、「放課後等デイサービス等の障害児支援サービスを利用したい」が60.0%となっています。



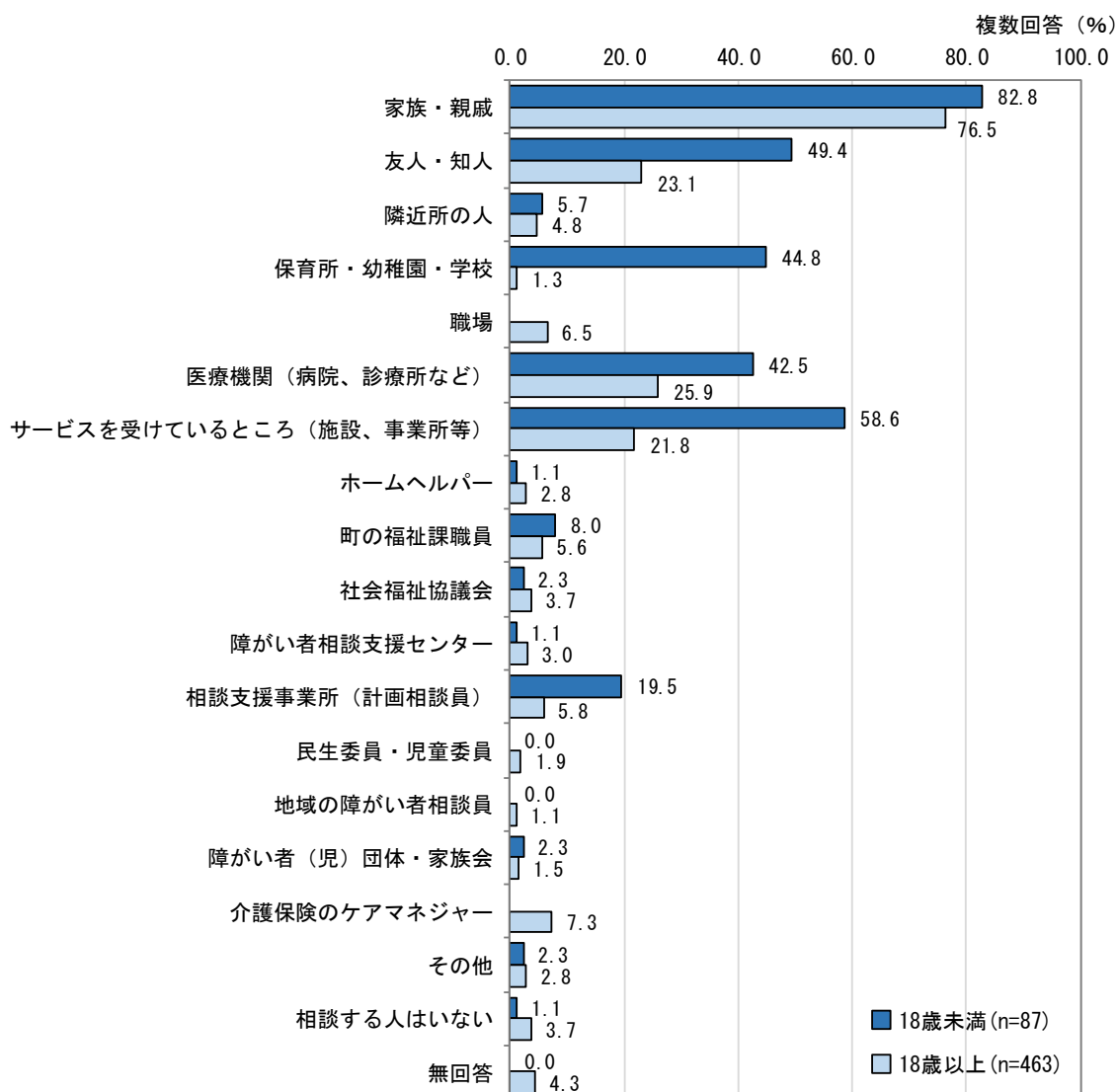
⑤生活で困ることや不安なこと（18歳以上）

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、18歳以上全体では「収入がない又は少ない」が40.4%で最も多く、次いで「同居する家族が高齢化している」が31.7%、「特にない」が17.9%となっています。



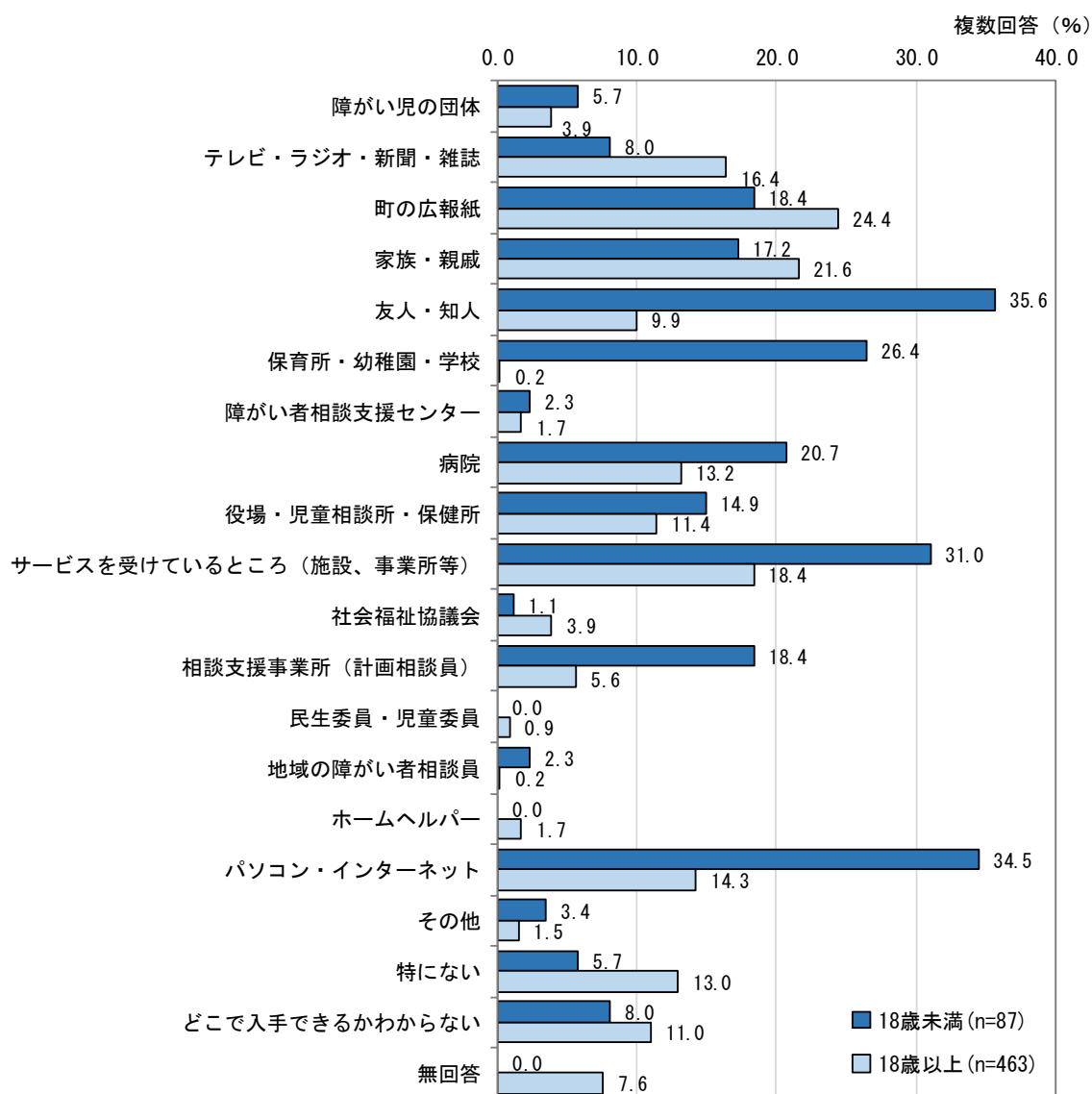
⑥主な相談先

主に相談する人（先）について、18歳未満では「家族・親戚」が82.8%で最も多く、次いで「サービスを受けているところ（施設、事業所等）」が58.6%、「友人・知人」が49.4%となっており、18歳以上では「家族・親戚」が76.5%で最も多く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」が25.9%、「友人・知人」が23.1%となっています。



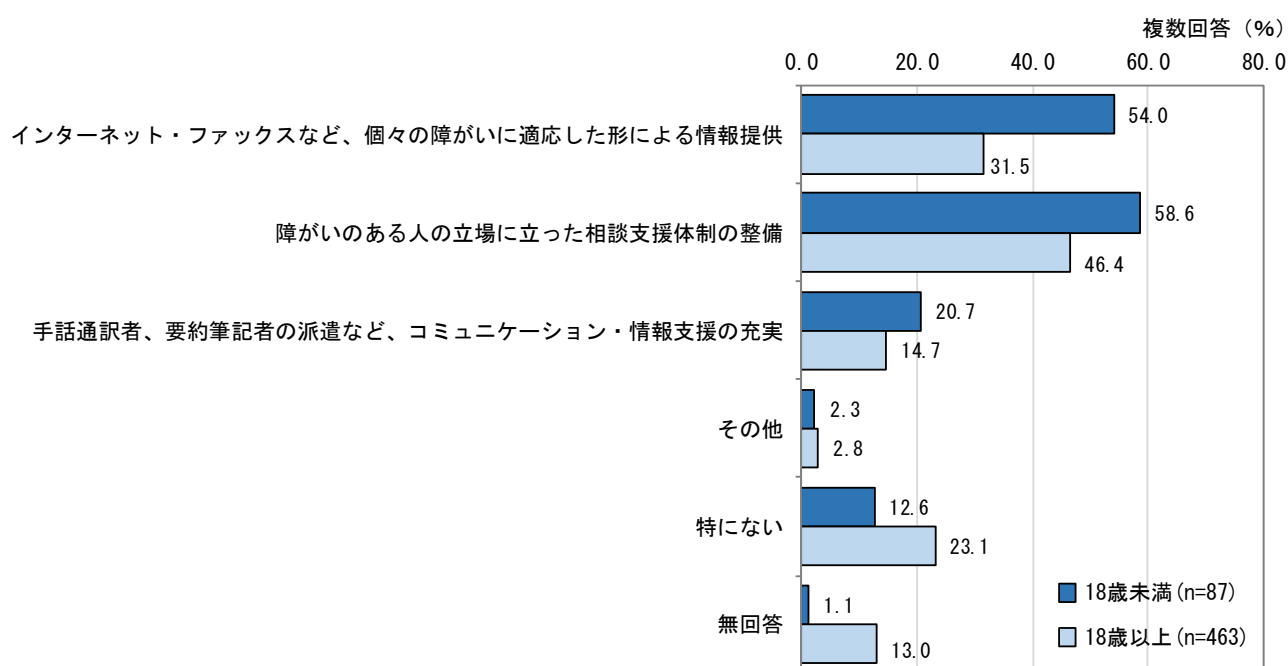
⑦情報の入手先

福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかについて、18歳未満では「友人・知人」が35.6%で最も多く、次いで「パソコン・インターネット」が34.5%、「サービスを受けているところ（施設、事業所等）」が31.0%となっており、18歳以上では「町の広報紙」が24.4%で最も多く、次いで「家族・親戚」が21.6%、「サービスを受けているところ（施設、事業所等）」が18.4%となっています。



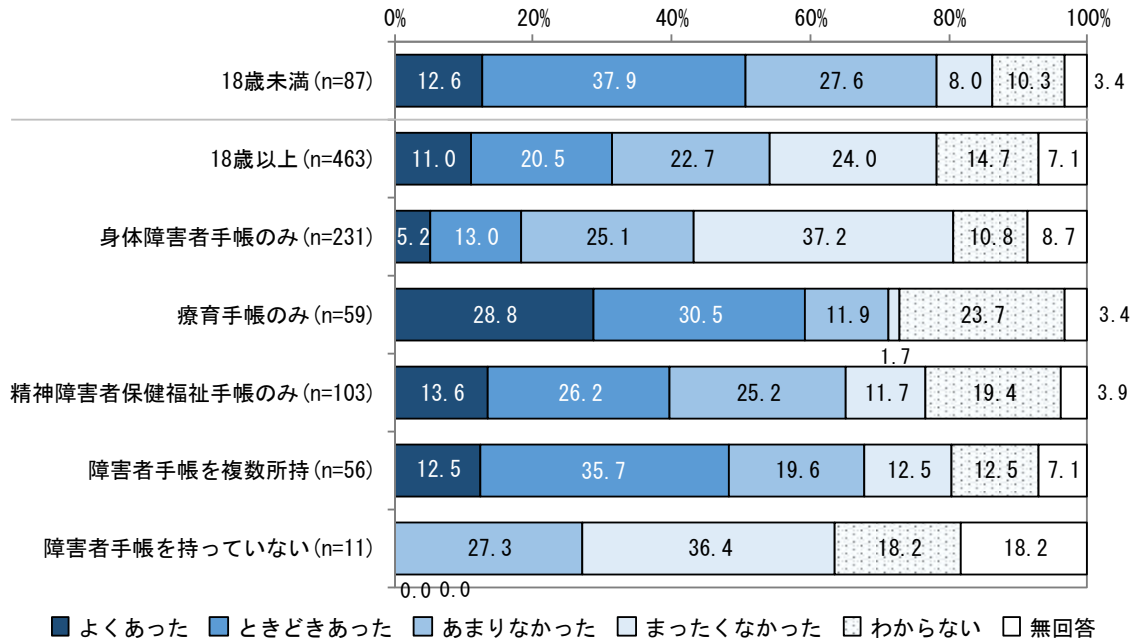
⑧障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して必要なこと

障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して、どのようなことが必要と思うかについて、18歳未満では「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」が58.6%で最も多く、次いで「インターネット・ファックスなど、個々の障がいに適応した形による情報提供」が54.0%、「手話通訳者、要約筆記者の派遣など、コミュニケーション・情報支援の充実」が20.7%となっており、18歳以上では「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」が46.4%で最も多く、次いで「インターネット・ファックスなど、個々の障がいに適応した形による情報提供」が31.5%、「特にない」が23.1%となっています。

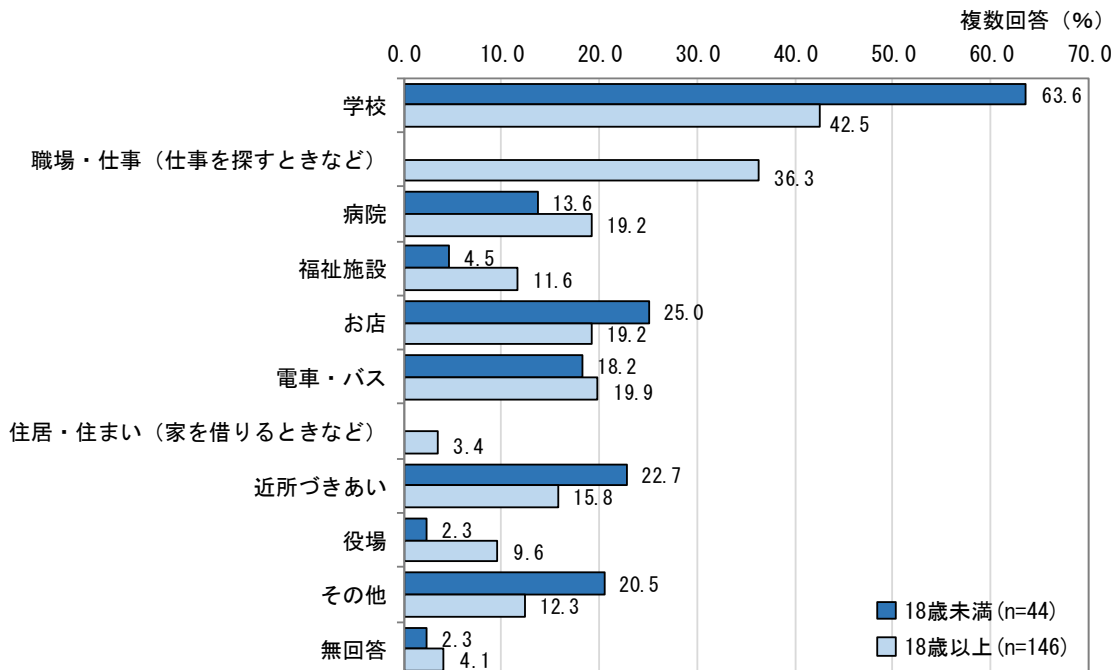


⑨いやな思いをした体験や経験

障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをする（した）ことについて、18歳未満では「ときどきあった」が37.9%で最も多く、次いで「あまりなかった」が27.6%、「よくあった」が12.6%となっており、18歳以上では「まったくなかった」が24.0%で最も多く、次いで「あまりなかった」が22.7%、「ときどきあった」が20.5%となっています。

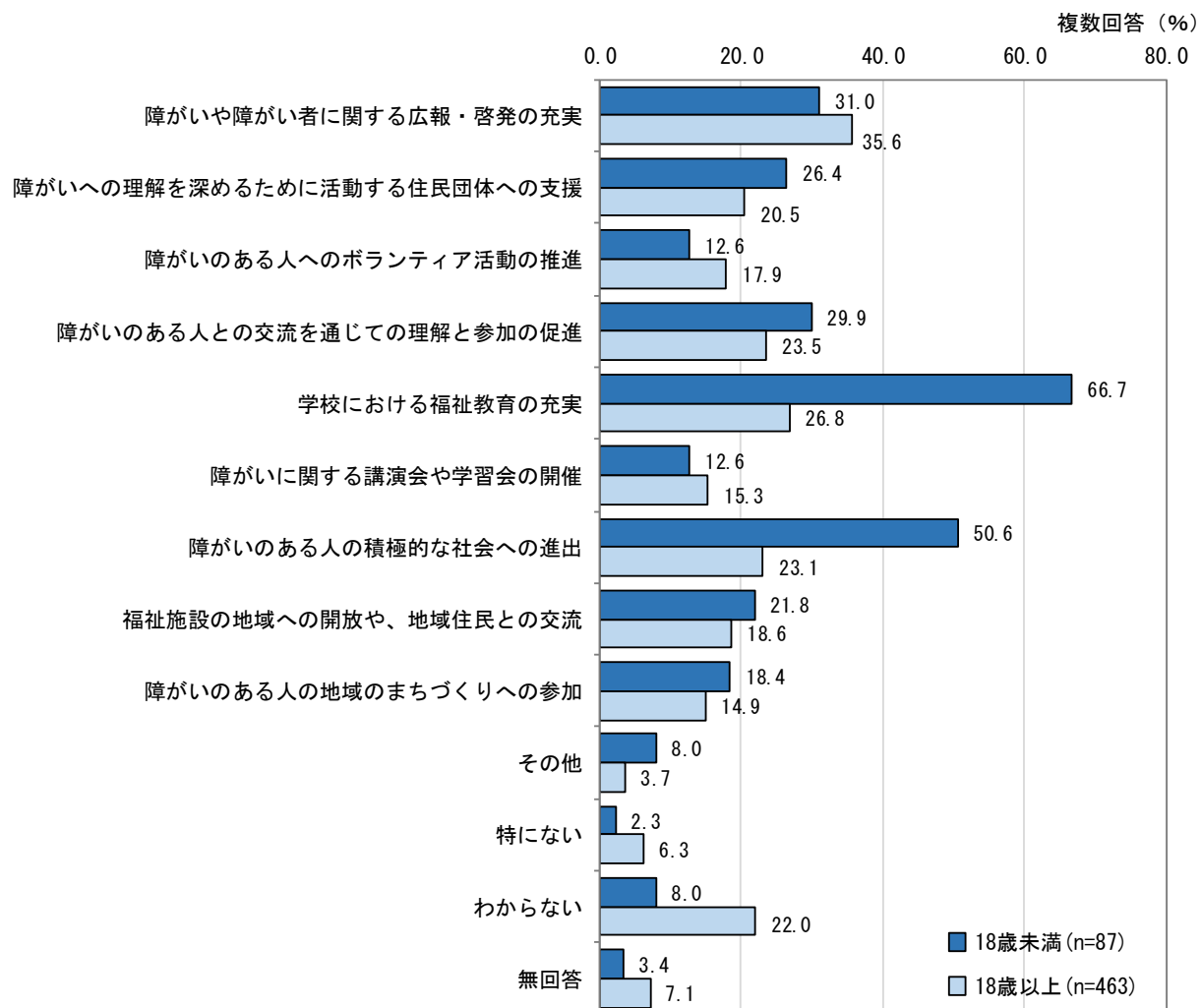


障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをする（した）ことがあった人にどのような場所で差別やいやな思いをしたかについて聞いたところ、18歳未満では「学校」が63.6%で最も多く、次いで「お店」が25.0%、「近所づきあい」が22.7%となっており、18歳以上では「学校」が42.5%で最も多く、次いで「職場・仕事（仕事を探すときなど）」が36.3%、「電車・バス」が19.9%となっています。



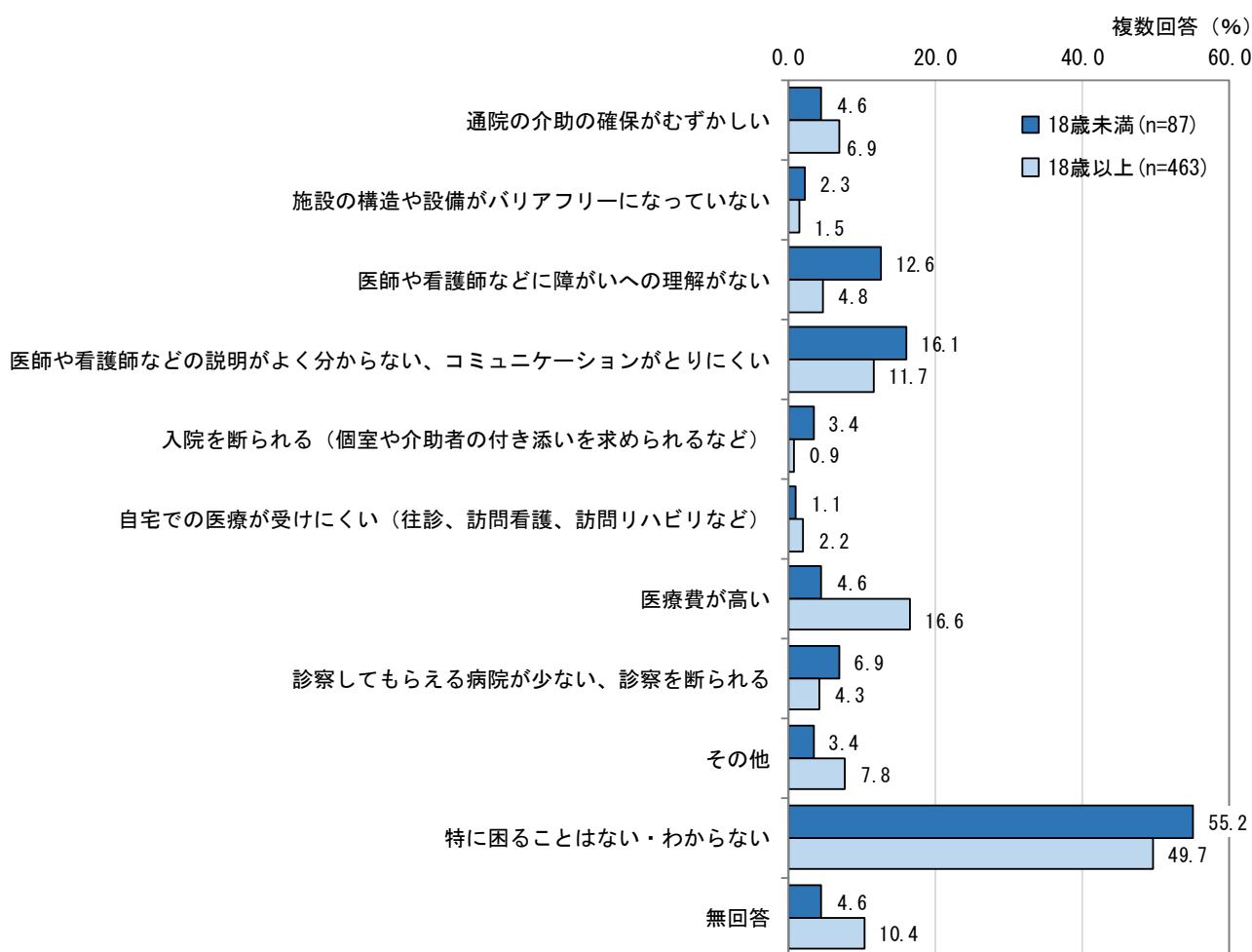
⑩障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと

障がいのある人への住民の理解を深めるためには、何が重要だと思うかについて、18歳未満では「学校における福祉教育の充実」が66.7%で最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が50.6%、「障がいや障がい者に関する広報・啓発の充実」が31.0%となっており、18歳以上では「障がいや障がい者に関する広報・啓発の充実」が35.6%で最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」が26.8%、「障がいのある人との交流を通じての理解と参加の促進」が23.5%となっています。



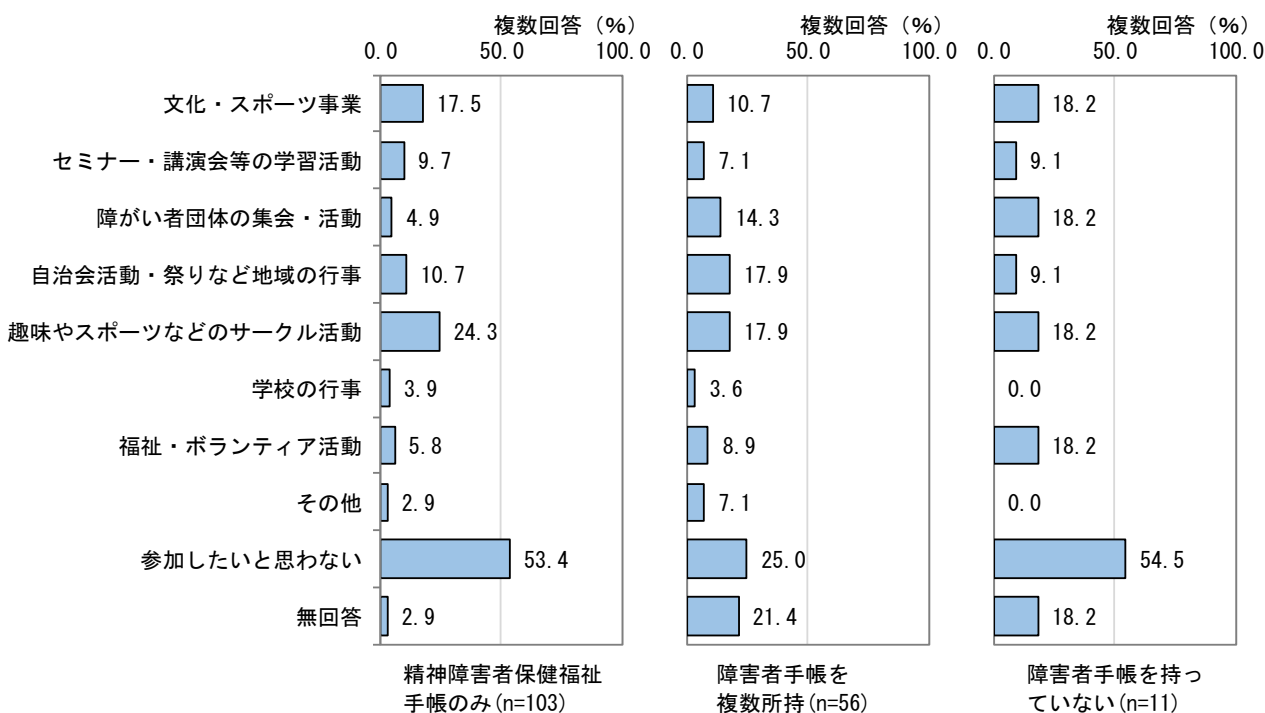
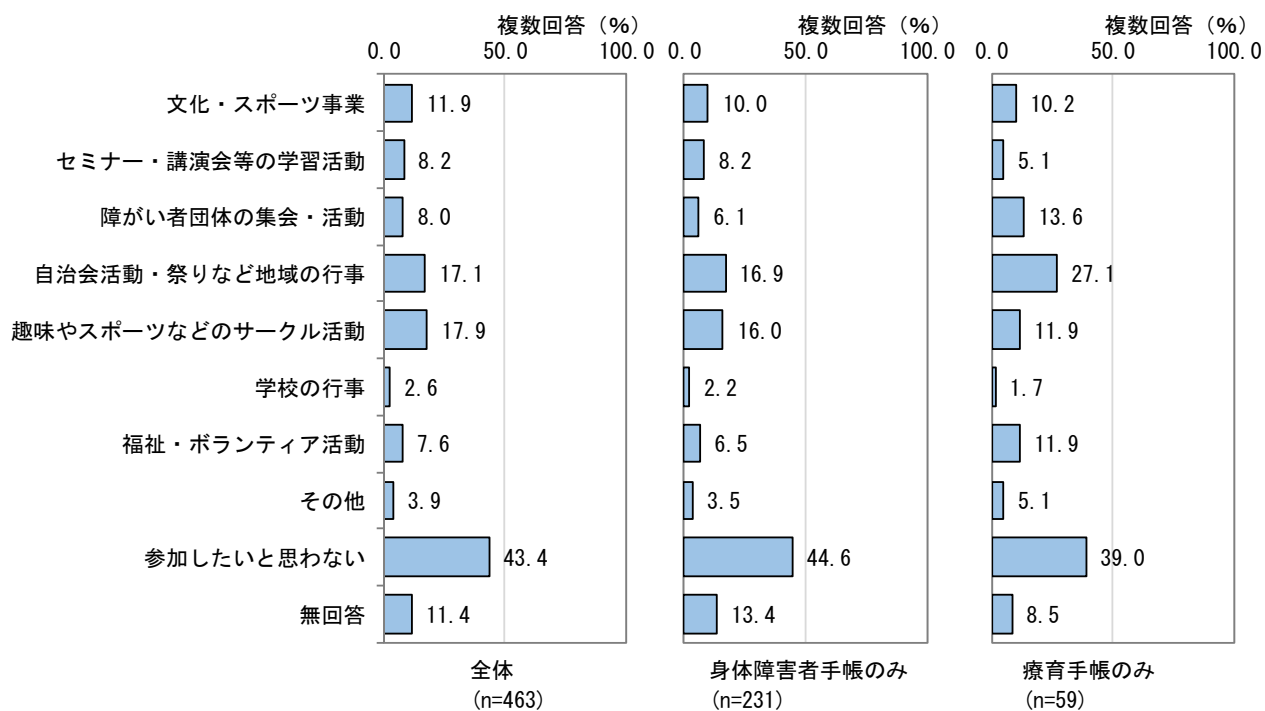
⑪病院の診察や医療を受けるときに困ることや不満なこと

病院で診察などを受けるときや医療を受けるとき、困ることや不満なことについて、18歳未満では「特に困ることはない・わからない」が55.2%で最も多く、次いで「医師や看護師などの説明がよく分からない、コミュニケーションがとりにくい」が16.1%、「医師や看護師などに障がいへの理解がない」が12.6%となっており、18歳以上では「特に困ることはない・わからない」が49.7%で最も多く、次いで「医療費が高い」が16.6%、「医師や看護師などの説明がよく分からない、コミュニケーションがとりにくい」が11.7%となっています。



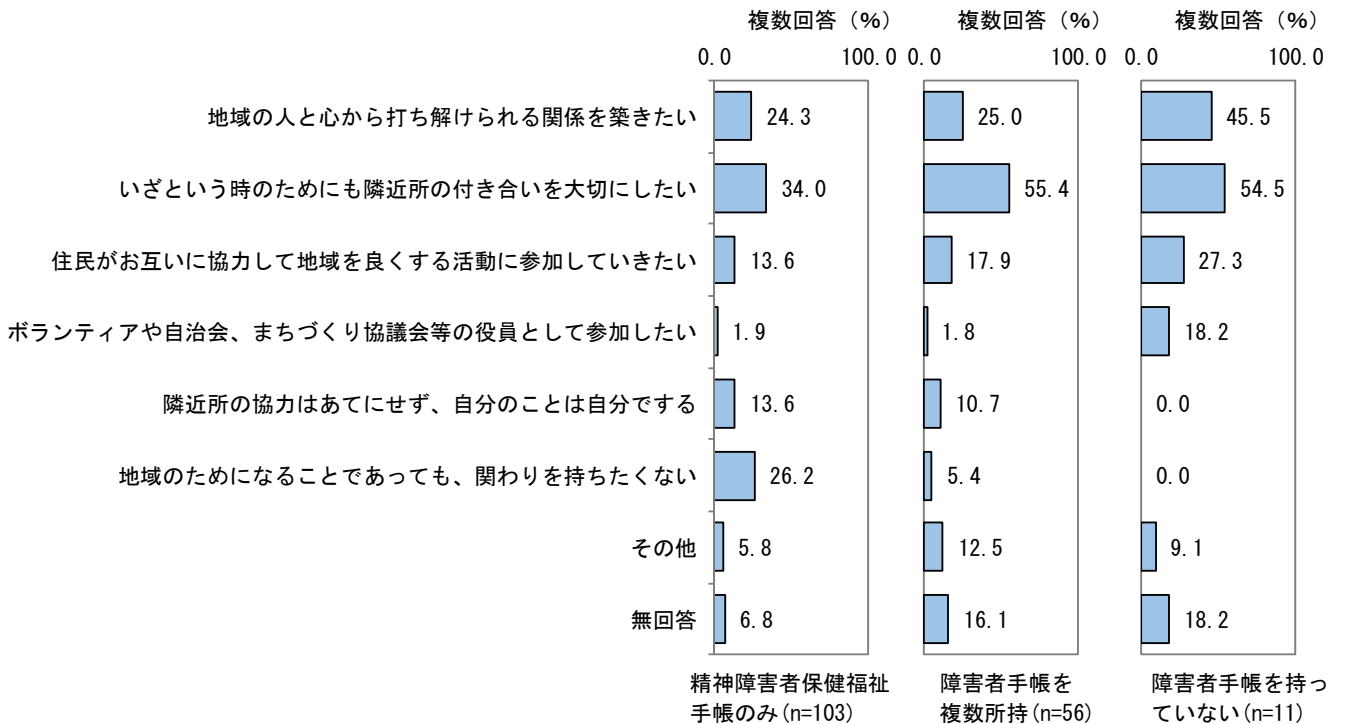
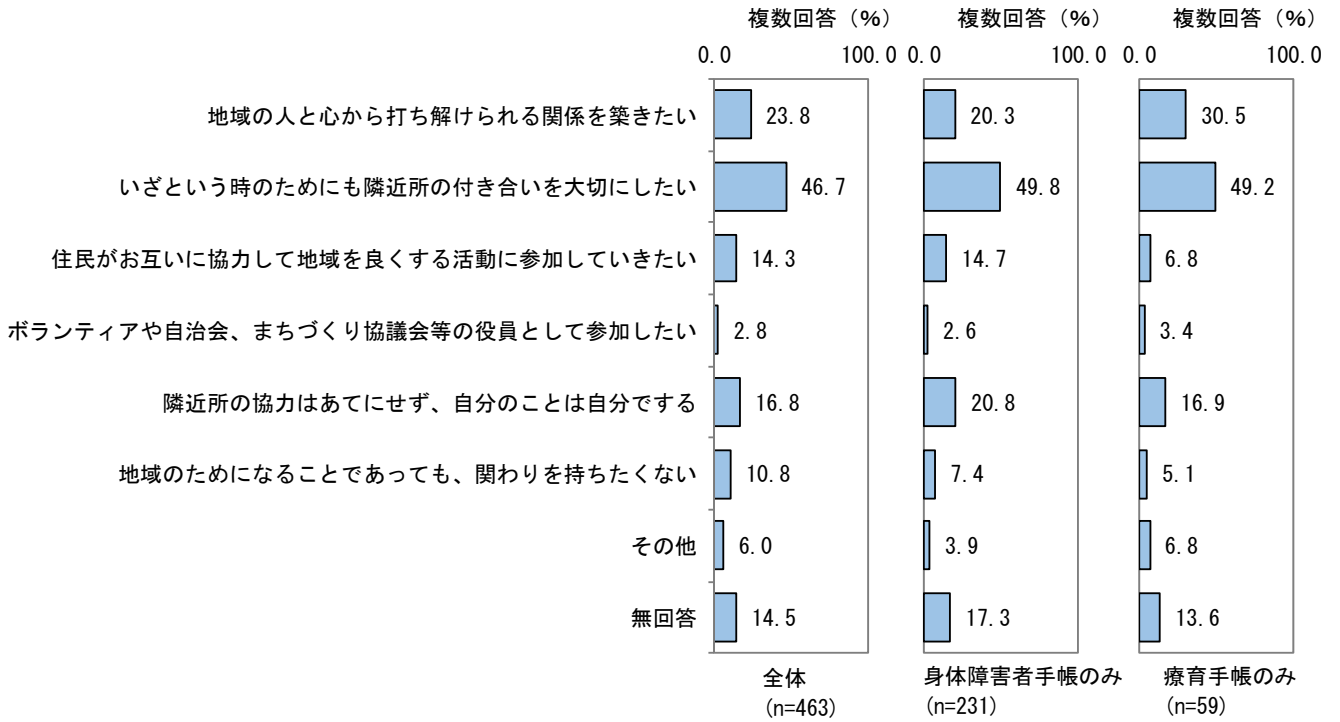
⑫地域の行事や活動への参加意向（18歳以上）

今後、どのような地域の行事や活動に参加したいかについて、全体では「参加したいと思わない」が43.4%で最も多く、次いで「趣味やスポーツなどのサークル活動」が17.9%、「自治会活動・祭りなど地域の行事」が17.1%となっています。



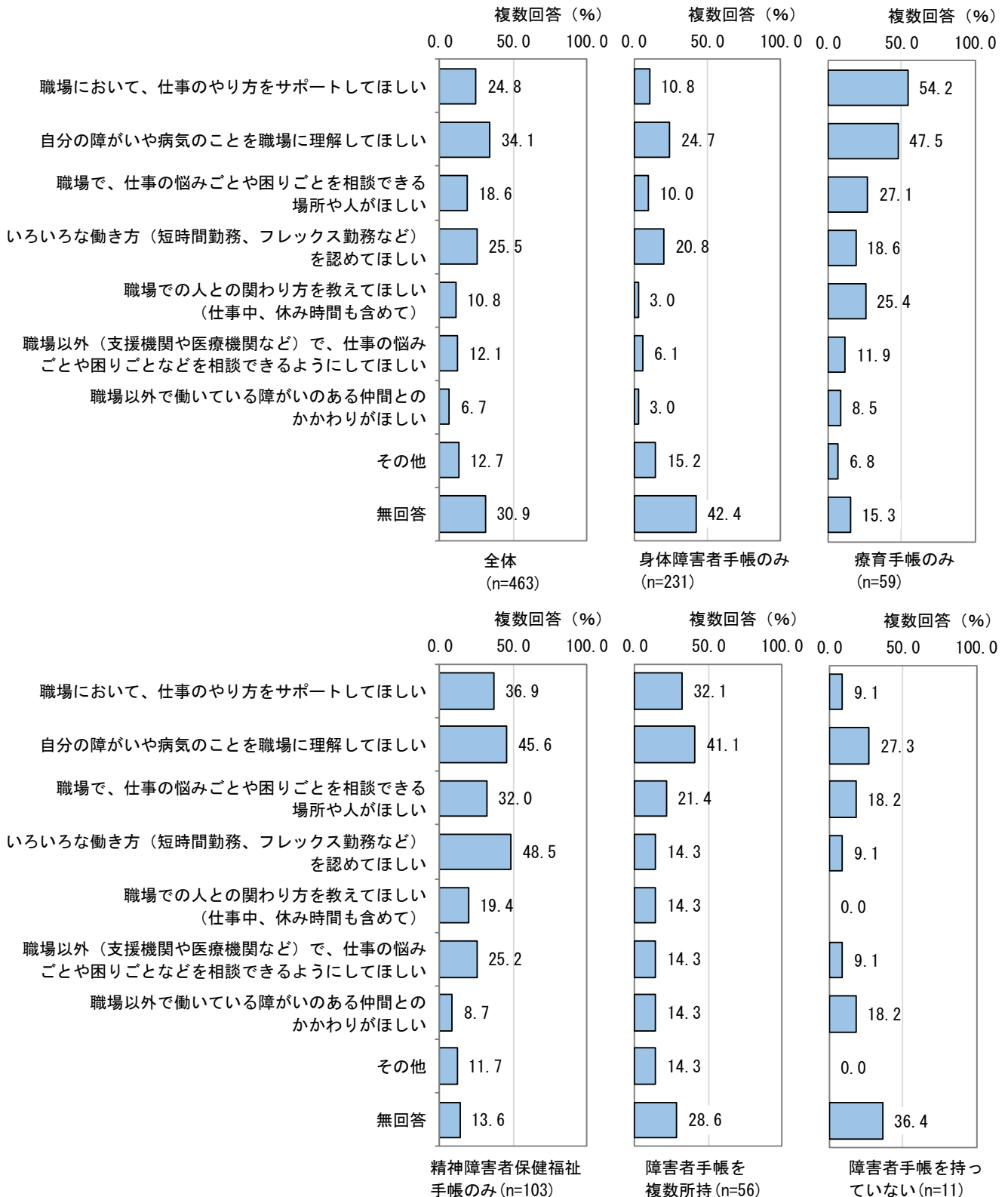
⑬地域との関わりに対する考え方（18歳以上）

地域との関わりについて、全体では「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が46.7%で最も多く、次いで「地域の人と心から打ち解けられる関係を築きたい」が23.8%、「隣近所の協力はあてにせず、自分のことは自分でする」が16.8%となっています。



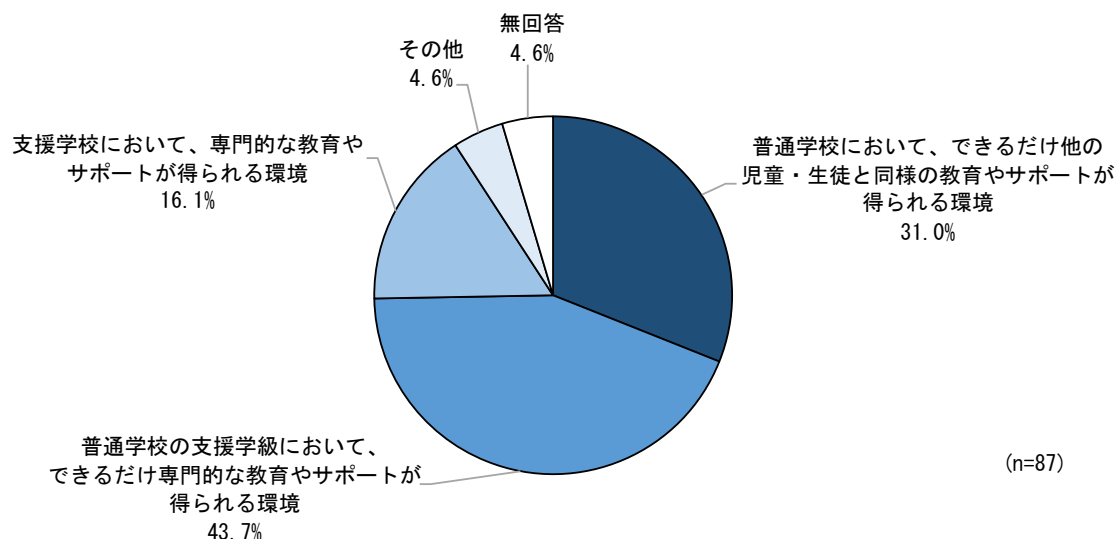
⑭働き続けるために望むこと（18歳以上）

働く（働き続ける）ために望むことについて、「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」が34.1%で最も多く、次いで「いろいろな働き方（短時間勤務、フレックス勤務など）を認めてほしい」が25.5%、「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」が24.8%となっています。



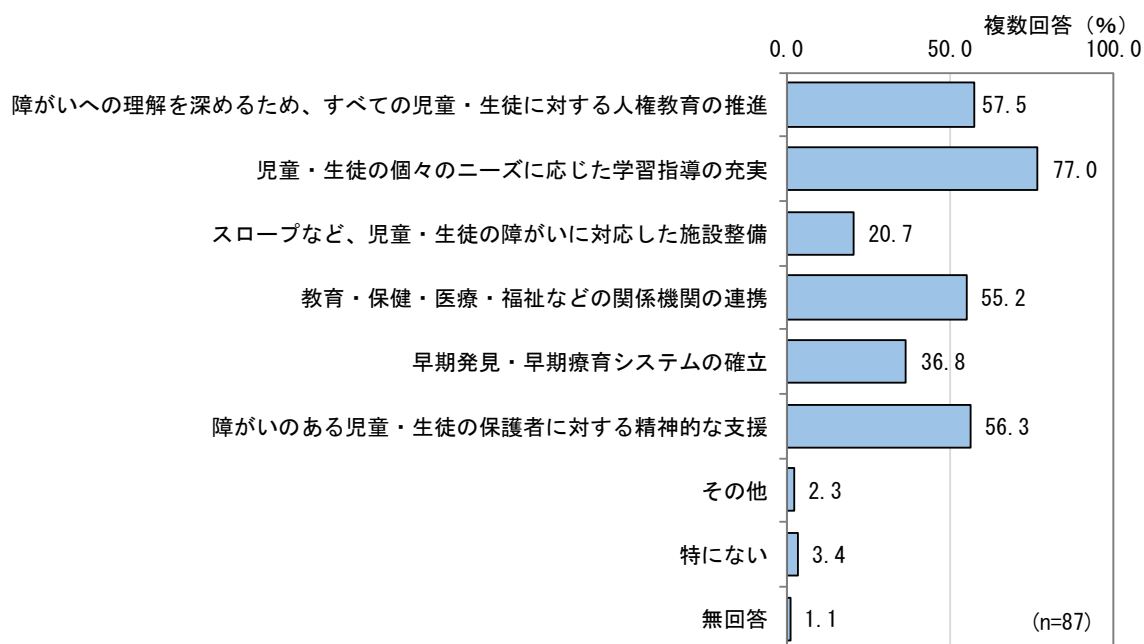
⑮障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境（18歳未満）

障がいのある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものについて、「普通学校の支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が43.7%で最も多く、次いで「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が31.0%、「支援学校において、専門的な教育やサポートが得られる環境」が16.1%となっています。



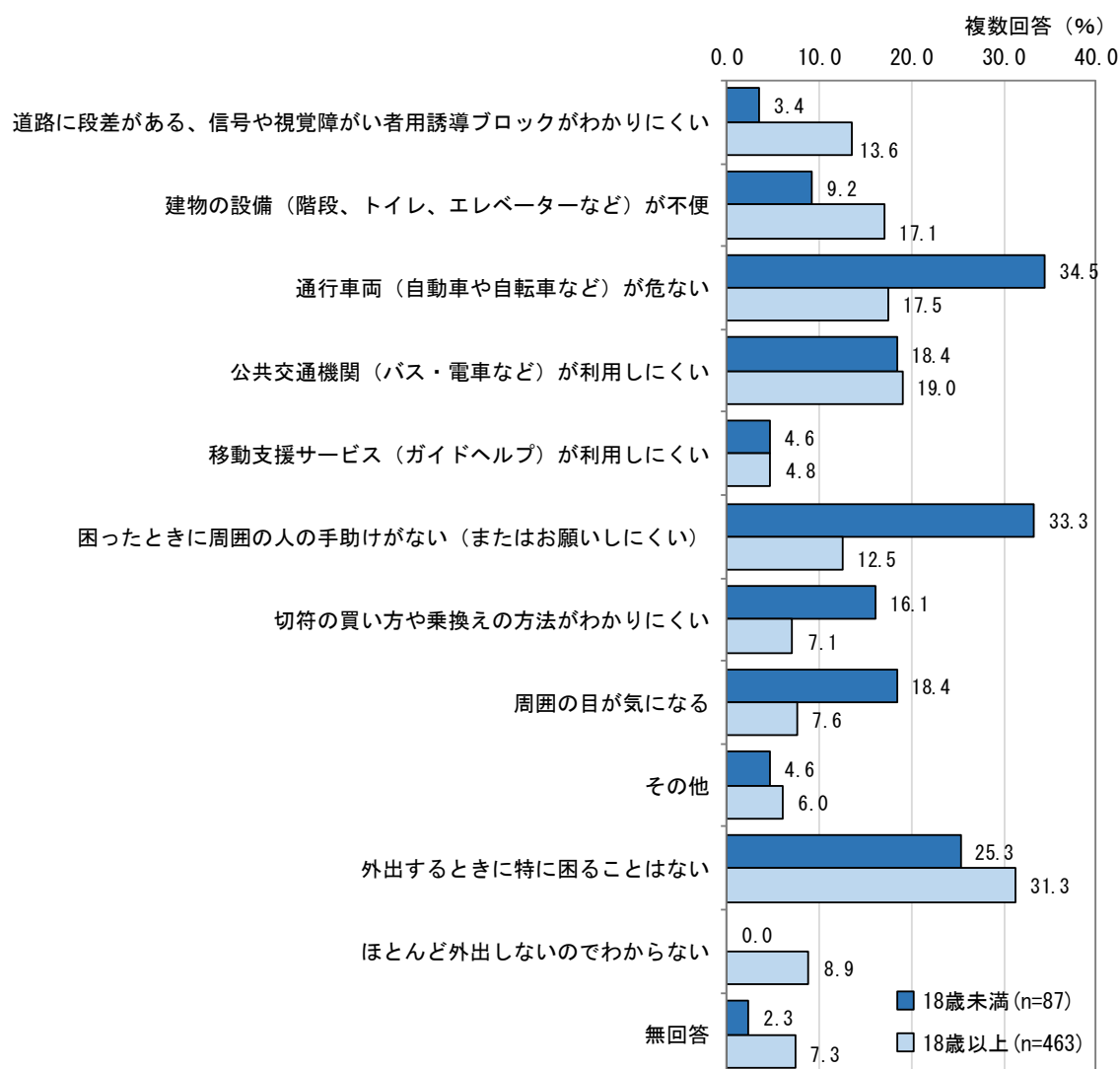
⑯障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なこと（18歳未満）

障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して、どのようなことが必要だと思うかについて、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が77.0%で最も多く、次いで「障がいへの理解を深めるため、すべての児童・生徒に対する人権教育の推進」が57.5%、「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が56.3%となっています。



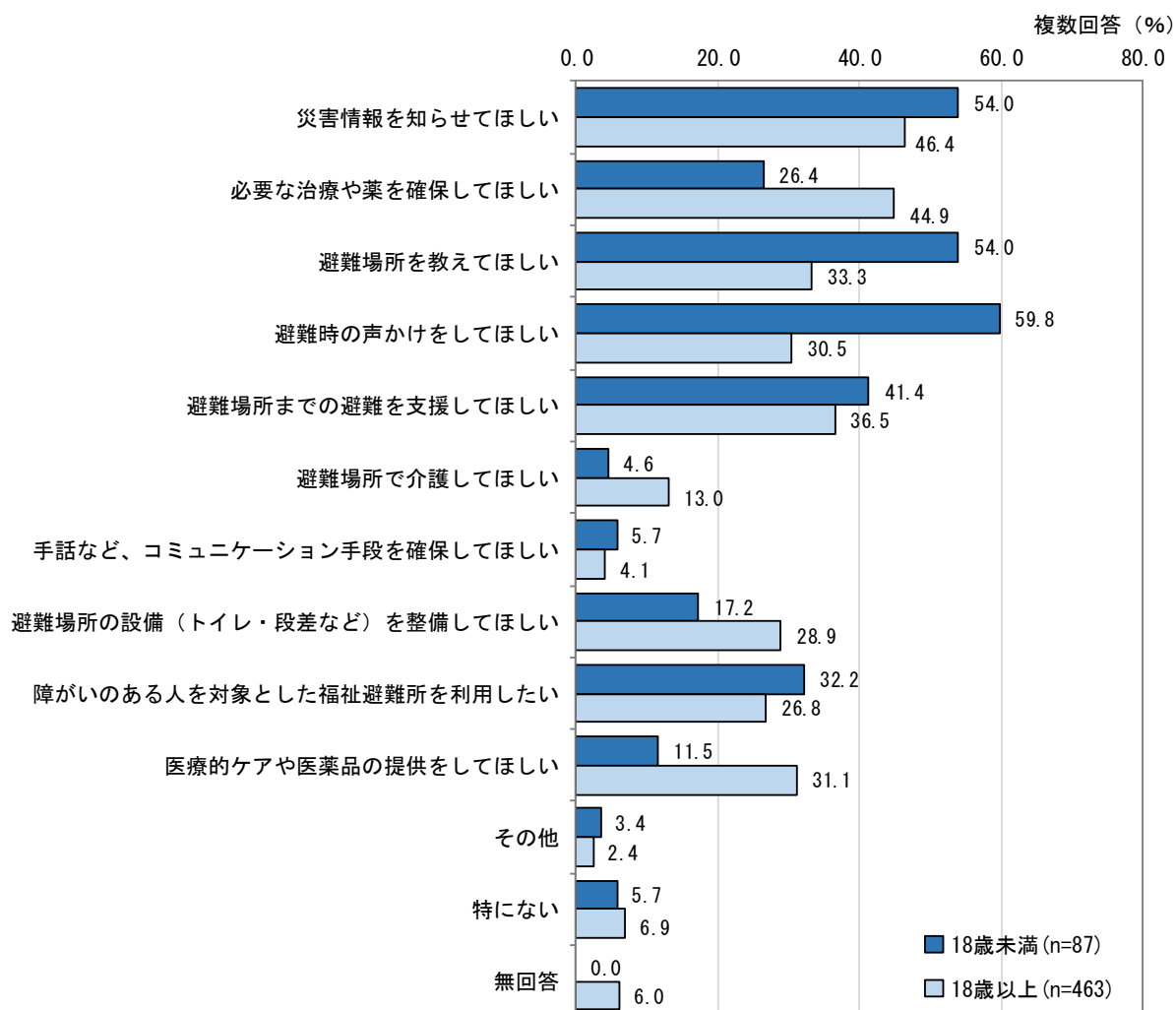
⑰外出時に困ることや不便に思うこと

外出するときに、困ることや不便に思うことについて、18歳未満では「通行車両（自動車や自転車など）が危ない」が34.5%で最も多く、次いで「困ったときに周囲の人の手助けがない（またはお願いしにくい）」が33.3%、「外出するときに特に困ることはない」が25.3%となっており、18歳以上では「外出するときに特に困ることはない」が31.3%で最も多く、次いで「公共交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」が19.0%、「通行車両（自動車や自転車など）が危ない」が17.5%となっています。



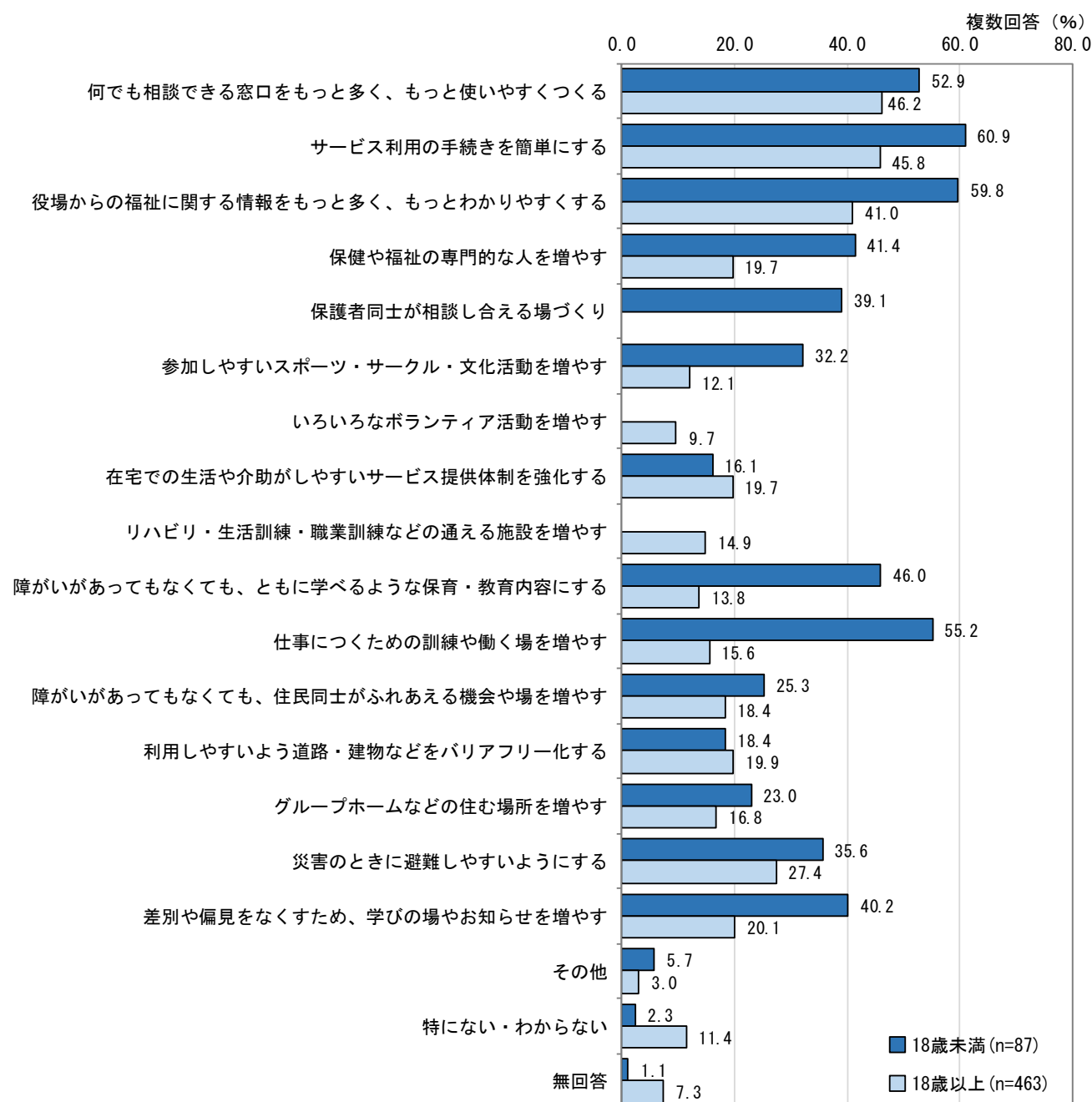
⑱災害発生時に支援してほしいこと

災害発生時に支援してほしいことについて、18歳未満では「避難時の声かけをしてほしい」が59.8%で最も多く、次いで「災害情報を知らせてほしい」「避難場所を教えてほしい」が54.0%、「避難場所までの避難を支援してほしい」が41.4%となっており、18歳以上では「災害情報を知らせてほしい」が46.4%で最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」が44.9%、「避難場所までの避難を支援してほしい」が36.5%となっています。



⑱ 今後充実してほしい施策

住みなれたまちで、よりよく暮らすためには、どのようなことが必要かについて、18歳未満では「サービス利用の手続きを簡単にする」が60.9%で最も多く、次いで「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が59.8%、「仕事につくための訓練や働く場を増やす」が55.2%となっており、18歳以上では「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」が46.2%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きを簡単にする」が45.8%、「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が41.0%となっています。



〔2〕関係団体ヒアリング調査

①災害時・緊急時の対応について

- 緊急時の受け入れ先の確保が必要
- 緊急時に対応できるコーディネーターの配置が必要
- 災害時における安否確認の体制整備の充実
- 避難所を設ける際には状況に応じて配慮してほしい。
- 医療的ケアのある人等が気兼ねなく避難し、避難生活ができるように計画してほしい。

②福祉サービスについて

- 卒業後の課題（短期入所、グループホームの事業所が少ない）
- 医療的ケアを必要とする児・者に対するサービス提供体制の充実
- 親の高齢化に伴い、難しくなってくる通院・送迎のサービスの充実
- 入院時（本人）に付き添いを代わってもらえるサービスの充実
- 移動支援について、必要な人が必要な時に利用できるよう、用途の幅を広げてほしい。

③相談支援体制について

- 当事者にあった重層的な相談支援体制の充実
- 本人に寄り添う支援、気軽に相談できる体制づくりが必要
- 相談支援員の質の向上が必要
- 行政窓口には精神保健福祉士などの専門職を配置することを検討してほしい。

④地域住民の役割について

- 地域住民の方には、障がいの特性を理解してほしい。
- どんなに重い障がいがあっても、障がいのある人の尊厳を認め、地域の仲間として受け入れ、支援してほしい。

⑤福祉サービス事業者の役割について

- 福祉サービス事業者は良質なサービスができるような人材育成が必要

⑥行政の役割について

- 行政職員は、研修を受ける等、障がい者に対する配慮の意識を高めるよう努めてほしい。
- 情報を共有し、必要な支援を提供できるようなチームづくりの中心として、行政は役割を担ってほしい。
- 様々な支援との橋渡しや、関わる専門機関による支援体制をチームとしてまとめることが行政として必要

〔3〕課題の整理

①生活支援

アンケート調査結果（18～19 ページ参照）から、将来希望する暮らしについては「一般の住宅」を希望する人が最も多いですが、障がいの種別により暮らし方へのニーズは多様であり、地域生活を送るためには、「福祉サービスの安定した提供」「住まいの場所の確保」などの必要な支援やニーズも障がいの特性により違いがみられます。

介護家族の高齢化に伴い、親亡き後の地域生活を支援するための方策を検討する必要があります。また、障がい者が施設や病院等から地域での生活を継続するためには、ニーズに対応した障害福祉サービス等による支援をはじめ、多岐にわたる支援の充実が必要です。

②情報・コミュニケーション

アンケート調査結果（23～24 ページ参照）から、年齢により情報の入手方法が異なっている状況がうかがえます。また、障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して、「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」、「インターネット・ファックスなど、個々の障がいに適応した形による情報提供」などの支援を求める意見が多くなっています。

障がい者が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障がい者やその家族、介助者等が抱える様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を強化することが重要です。そのためには、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実とともに、サービスや制度に関するわかりやすい情報提供やアクセスのしやすさへの配慮が必要です。

③啓発・権利擁護

アンケート調査結果（25～26 ページ参照）から、障がいを理由とした差別等を受けている状況は障がいの種別により異なりますが、年齢別でみると、18歳未満は約5割、18歳以上は約3割となっており、様々な場面で障がいを理由とした差別等を受けている状況があります。また、障がいのある人への地域住民の理解を深めるためには、「学校における福祉教育の充実」「障がいや障がい者に関する広報・啓発の充実」「障がいのある人の積極的な社会への進出」などが必要だという意見が多くなっています。

障がいを含む人権全般に関する教育・啓発の充実・強化をはじめ、学校等における福祉教育の実践のほか、障がい者自身による積極的な地域との交流を通して、障がいのある人や人権に対する理解を一層深め、障がいのある人の権利を守る取り組みの強化が必要です。

④保健・医療

アンケート調査結果（27 ページ参照）から、病院の診察や医療を受けるときに困ることや不満なことについては、「医師や看護師などの説明がよく分からない、コミュニケーションがとりにくい」「医師や看護師などに障がいへの理解がない」などが多くなっています。

障がい者が地域で安心して健やかな生活を送るためには、医療の受けやすさなど、健康保持・増進に対する適切な支援体制を整備することが必要です。

⑤社会参加

アンケート調査結果（28～29 ページ参照）から、地域の行事や活動に参加したいと思わない人が約4割となっていますが、地域との関わりについては、「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」「地域の人と心から打ち解けられる関係を築きたい」などの意見が多くなっており、地域との関わりを深めたい状況もうかがえます。

今後は障がい者の状況やニーズに合った活動に対する支援を充実させるとともに、障がい者自身が積極的に地域と交流ができるための体制整備を進める必要があります。

⑥雇用・就業

アンケート調査結果（30 ページ参照）から、働く（働き続ける）ために望むことは障がいの種別により異なりますが、「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」「いろいろな働き方（短時間勤務、フレックス勤務など）を認めてほしい」「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」などが多くになっており、職場での障がいに対する理解不足や障がい者が職場に定着して長く就労できる環境が十分でない状況がうかがえます。

障がい者の就労を推進するためには、障がいの特性に配慮した就労条件や環境整備などを企業に働きかけるとともに、就労機会の拡大や職場定着に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

⑦療育・保育・教育

アンケート調査結果（31 ページ参照）から、障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」「障がいへの理解を深めるため、すべての児童・生徒に対する人権教育の推進」「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」などが必要だという意見が多くなっています。

就学前から卒業後までの切れ目のない支援を進めることが重要です。そのためには、将来を見通した療育・保育・教育体制を充実するとともに、保健・医療・福祉・就労等の関係機関と連携し、継続的な支援のための取り組みを推進することが必要です。

⑧生活環境

アンケート調査結果（33 ページ参照）から、災害発生時には、「災害情報を知らせてほしい」「避難場所を教えてほしい」「避難時に声をかけてほしい」などの支援を求める意見が多く、災害時に単独で避難したり、近隣に助けを求めたりすることが困難である障がい者は少なくないと想定されます。

災害発生時には、必要な情報を伝えることのほか、適切に支援するための要援護者情報の充実や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

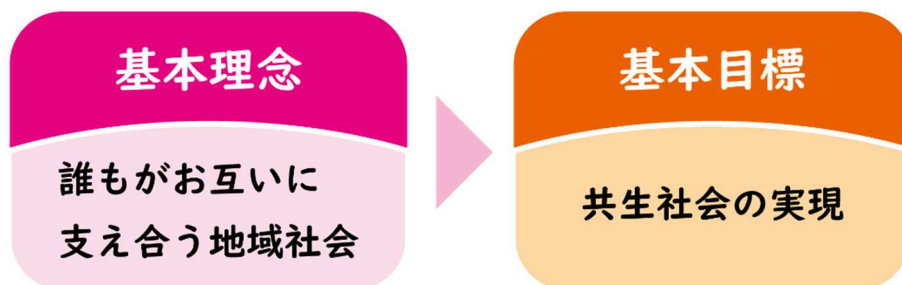
I 計画の基本理念と基本的視点

〔1〕基本理念と基本目標

本計画の基本理念及び基本目標は、計画の連続性、整合性を図る観点から、前計画の理念を継承することとします。

また、この理念とともに、地域社会における共生や社会参加の機会の確保等に関する考え方をはじめ、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」などを原則として、住民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくす取り組みを推進し、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指します。

さらに、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」を原則として、障がいのある人が、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かな人生を歩むことができる共生社会の実現を目指し、本計画を推進するものとします。



奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

障がいと理由とする差別の解消、障がいのある人の権利擁護及び県民の理解の促進に関する基本的な事項を定め、障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

この条例では「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。

奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例

障がいのある人及びその家族等に寄り添い、つながり続けながら、切れ目のない支援を行う仕組みを奈良県や市町村、関係機関等が連携して構築することにより、障がいのある人が生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きる社会の実現を目指します。

〔2〕 基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」「PDCAサイクル^{※6}等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

これらの横断的な視点を踏まえ、本計画の推進にあたっては、次にあげる基本的視点に立って、庁内関係各課及び庁外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

■計画推進にあたっての基本的視点

1 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいの有無に関係なく、互いの個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現のために、障がいのある人もない人もそれぞれが当事者として参画し、互いの権利を尊重し守る意識を培い、障がいに対し理解を深め、配慮する態度を育む取組みを推進します。

2 バリアフリー化の促進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

3 障がい者がその人らしい生活を送るための支援

障がい者が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障がいの特性への理解・配慮をはじめ、多様化するニーズへの対応など、生活状況やライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実します。それとともに、関係機関・団体が連携・協働し、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境の整備を図り、障がい者の自立生活と積極的な社会参加を促進します。

4 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいの特性や生活状況等に関係なく、障がい者自身が自らの意思により、必要なサービスを受けながら安心して生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができるよう環境づくりを推進します。

^{※6} PDCAサイクルとは、業務の計画（Plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てるための一連のプロセスのこと。

2 施策の体系

基本理念 誰もお互いに支え合う地域社会

基本目標 共生社会の実現

基本的視点 1

障がいに対する
理解や配慮の促進

基本的視点 2

バリアフリー化
の促進

基本的視点 3

障がい者が
その人らしい生活
を送るための支援

基本的視点 4

当事者本位の総合的
かつ分野横断的な
支援

施策の内容

推進施策 1

差別の解消、権利擁護の推進
及び虐待の防止

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

(2) 障がい者虐待防止と権利擁護の強化

推進施策 2

安全・安心な生活環境の整備

(1) 生活環境整備の促進

(2) 交通・移動手段の充実

推進施策 3

情報アクセシビリティの向上
及び意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

(2) 意思疎通支援の充実

推進施策 4

防災、防犯等の推進

(1) 防災、防犯対策の推進

(2) 消費者被害の防止

推進施策 5

保健・医療の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防等

(2) 保健・医療の充実

推進施策 6

自立した生活の支援・
意思決定支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保及び質の向上

(3) 障がい者スポーツの振興・文化芸術活動の支援

推進施策 7

教育・保育の振興

(1) 療育支援体制の充実

(2) 将来を見据えた就学前からの切れ目のない支援

(3) 教育・保育環境の充実

推進施策 8

経済的自立に向けた
就労支援の推進

(1) 障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進

(2) 障がいのある人の就労機会や場の拡大・福祉的就労の充実



第4章

障がい者計画

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策の方向性

障害者差別解消法は、一般の個人的な行為に対する法的な義務はありませんが、差別を解消し、だれもが暮らしやすい社会をつくっていくためには、一人ひとりがこの法律について理解することが重要であり、一人ひとりの認識や普段からの対応が、地域全体に広がっていくよう障害者差別解消法の周知を図る必要があります。

社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、町民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取り組みを推進するとともに、障がいのある人が自らの意思に基づいて生活し、権利が守られるように、必要な制度やサービスを周知啓発するとともに、制度などを利用した自分らしい暮らしを支援します。

〔1〕障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

- 障がい理解促進に係る住民講座を西和7町共同で実施しました。また、「ヘルプマーク」について、町広報紙やホームページ、庁内掲示板への掲載を行いました。
- 町内の社会福祉法人や町社会福祉協議会と連携し、障がい者と地域住民が交流する機会を設け、学校教育において体験学習などを取り入れた福祉教育を実践し、児童・生徒の障がいや障がいのある人への理解を深めるための取り組みを推進しました。
- 令和2（2020）年度に「上牧町障害者活躍推進計画」を制定し、障がい者である職員の相談窓口を人事担当課に設置しました。また、障がい者の新規採用職員を雇用する際は、当人とその所属長及び人事担当課による面談を実施し、合理的配慮の必要の有無について共通認識を図る取り組みを実施しました。
- 障害者差別解消法や合理的配慮についての具体的な内容などを周知啓発し、地域、学校、企業など特に身近な場面での障がいを理由とした差別がなくなるよう取り組みを強化していく必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
町広報紙・ホームページ等による啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい特性理解促進に係る啓発活動について、町広報紙やホームページへの掲載等によるさらなる充実を図り、その内容について関係機関とも協議しながら推進に努めます。 ○自発的活動支援事業をきっかけに立ち上がった当事者会等への支援を行いながら事業継続を進めます。
障害者週間等での啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間に合わせて町広報紙に特集コーナーを設けます。 ○障害者週間に合わせた啓発活動をより充実させるため、関係機関や当事者団体との連携強化を図ります。
保育所・幼稚園、小中学校における交流教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの特性に配慮した保育体制の充実に努め、保育士の確保方策について協議を進めます。 ○交流学习については、地域連携も含め、幼児・児童・生徒の貴重な体験ができる交流の場を確保するとともに、発達段階に応じて内容の見直しなどを検討していきます。 ○幼保・小学校間や小・中学校間の交流については、幼保卒園から小学校入学時、小学校卒業から中学校入学時における子どもの困り感や不安を解消し、教員間におけるスムーズな引継ぎを行いながら継続して実施します。
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの活動内容などに関する情報提供を行い、住民が自発的に活動しやすい条件整備を図ります。 ○上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の検証を行いつつ、町社会福祉協議会との連携強化を図りながら、障がい理解促進に資するボランティアの育成に努めます。
役場職員・福祉サービス事業者に対する障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、関係部署のみならず、全職員に対する職員研修を実施し、合理的配慮や環境面などの知識・認識の習得に努めます。 ○西和7町行政広域連携及び西和7町障害者等支援協議会の活動を充実させながら、福祉サービス事業者への障がい理解促進の取り組みを継続します。
学習に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座や行事に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず参加しやすい条件や環境整備に努めます。
学習や交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人とない人同士が、趣味等を通じ交流できる活動支援のため、合理的配慮や福祉サービスの提供を充実させる取り組みを行います。 ○障がいのある人の文化・芸術鑑賞機会の充実を図り、関係するイベントの周知広報に努めます。

〔2〕障がい者虐待防止と権利擁護の強化

現状と課題

- 障がい者の権利擁護や虐待防止については、成年後見制度利用支援事業の実施のほか、町社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした「日常生活自立支援事業」の活用など、障がい者の日常生活の権利を守るための取り組みを行っています。
- 障がい者虐待への対応については、奈良県や西和圏域7町で実施する研修会への参加などを通じ、職員の虐待対応の資質向上を図るとともに、虐待事案が発生した場合は、町福祉課が中心となってケース会議を開催し、関係機関と連携しながら対応しています。
- 複雑化・複合化した困難事例のケースも増えており、庁内連携体制を強化しながら、西和7町障害者等支援協議会、相談支援事業所、保健所、福祉サービス事業所等の関係機関が協働して問題解決にあたる体制を構築し、虐待に対する適切な対応等を行っています。
- 障がい者虐待の主な発生要因として、障がいのある人の意思決定についての支援や配慮が不十分であると言われています。障がい特性への理解啓発に努めながら、障がいのある人を中心とした意思決定支援について、支援者同士の連携を一層強化していく必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
障がい者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域の関係機関・団体等に障がい者虐待防止と通報義務を周知しながら、迅速な対応を念頭に虐待防止施策を進めます。○地域住民への啓発や見守り体制の充実・強化を行うための施策の推進が必要であるため、広域行政間の施策の検討を踏まえ、虐待防止の取り組みを進めます。
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度全般の施策をより充実させていくため、西和圏域における成年後見制度に係る中核機関の整備を目指し、広域的な取り組みを推進しながら、親亡き後を見据えた相談支援を継続します。○成年後見制度の利用も見据え、町社会福祉協議会のみならず広く関係機関やサービス計画相談員と連携しながら権利擁護支援の充実を図ります。

2 安全・安心な生活環境の整備

施策の方向性

障がいのある人が社会活動に参加しやすい環境づくりを進めるためには、移動しやすい環境の整備や利用しやすい公共施設などの整備が必要です。

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境整備を進め、生活の利便性を高めることを目指します。

〔1〕生活環境整備の促進

現状と課題

- 本町では、障がい者に対するあらゆる障壁（バリア）を取り除く考え方から、ユニバーサルデザイン^{※7}やバリアフリーの考え方にに基づき、誰にとってもやさしいまちづくりを推進しています。
- 建築物や公園、道路・歩道等の町内の公共性の高い施設や設備については、条例や法令等に基づき、障がい者や高齢者等が利用しやすく、また、生活しやすいまちづくりに向けて整備・充実を図っています。
- 一般の店舗や施設においても、障がいのある人が利用しやすいよう、合理的配慮の提供が義務付けられており、町内の店舗や施設における合理的配慮の提供について、関係機関と連携して周知や啓発を進めていく必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
バリアフリー化の推進	○障がい者の居住の選択の機会が確保され、障がい者に配慮した住宅の整備が促進されるよう民間業者に対しての啓発促進に努めるとともに、町内の店舗や施設における合理的配慮の提供の啓発について広域行政で連携しながら具体的な施策を実施します。

^{※7} ユニバーサルデザインとは、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

具体的施策	内容
公共施設等のバリアフリー化の促進	<p>○町公共施設の個別施設計画に基づきながら、障がいの特性等に配慮するとともに、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン視点の整備促進を図ります。</p> <p>○公園については、公園管理計画に則り、施設及び遊具等の修繕・整備を進めていく中で、バリアフリー化を目的とした整備を検討していきます。</p> <p>○バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進し、町の「窓口サービスにおける配慮マニュアル」を継続的に運用していくよう努めます。</p>

〔2〕交通・移動手段の充実

現状と課題

- サービス計画相談員と情報共有を行いながら、当事者の意向に沿った必要な外出支援サービスについての相談支援やサービス提供を実施しました。
- 障がい者が外出や移動の際、不便を感じないよう関係機関の協力・連携のもと、公共交通機関の整備・充実を図る必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
公共交通機関等における合理的配慮への理解促進	<p>○公共交通機関等に対して障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、合理的配慮を踏まえた整備、改善について理解と協力を求めています。</p> <p>○当事者からの意見・要望があった場合だけでなく、広く合理的配慮を踏まえた対応要請に係る取り組みを進めていきます。</p>
安全・安心して通行できる歩行環境の整備・充実	○歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置、障がい者・高齢者等が通行できる歩道幅員の確保を推進するなど、歩行者や車いす使用者が安心して利用できる空間の確保を推進します。
外出支援サービスの充実	○外出時の介助を行う同行援護、行動援護、移動支援事業などのサービスについて、障がい者のニーズを踏まえ、サービス提供事業者の確保を図りながら外出支援サービスの充実に努めます。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策の方向性

地域で生活していくうえで、障害福祉サービスについての情報をはじめ、生活情報、緊急時の情報など、情報保障は欠かせないもので、だれもが必要な情報を自ら収集し、活用できる環境を整備することが必要です。また、情報アクセシビリティは、ICT機器の多様化や高性能化によって、より良い環境になりつつありますが、これらの機器の活用を推進し、より多くの人が情報にアクセスしやすい環境づくりを進めることが必要です。

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報機器の活用や情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、様々な情報提供やコミュニケーションを支援する人材の育成・確保等の意思疎通支援の充実を図ります。

〔1〕情報アクセシビリティの向上

現状と課題

- 町広報紙やホームページ、障害福祉サービスに関するガイドブック等を通じた情報提供のほか、民生・児童委員等と連携した相談・情報提供体制の充実を図っています。
- 令和4（2022）年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」により、コミュニケーションの方法は障がいの種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など情報を取得する手段を選べるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
行政情報の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○行政窓口における合理的配慮の推進に向けた取り組みを進めます。○行政情報を発信する際は、情報アクセシビリティに留意し、障がい者に配慮した情報発信に努めます。
情報通信技術（ICT） ^{※8} 機器の利用促進	<ul style="list-style-type: none">○計画相談支援員等との連携を図り、必要な方が利用支援につながるよう制度の周知方を検討しながら取り組みを進めます。○情報提供の手段として、スマートフォン・タブレット端末などの情報通信機器の活用について、窓口対応や日常生活用具としての給付も見据えながら検討します。

※8 情報通信技術（ICT）とは、情報通信分野の関連技術の総称。ICTは、information and communication technology の略称。

具体的施策	内容
福祉に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉に関する研修の機会を定期的に設け、地域住民に還元できる情報提供を行います。 ○障害福祉サービスに関するガイドブックについて法改正による新たなサービスの追加など、定期的な刷新を含め検討し、情報提供の充実に努めます。

〔2〕意思疎通支援の充実

現状と課題

- コミュニケーション支援として、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を実施しており、2000年公会館に手話通訳者を設置しています。
- 手話奉仕員、手話通訳者等の養成のため、各種講座を開催しています。
- 令和5（2023）年12月に「上牧町手話言語条例」を制定しました。
- 障がい者への意思疎通支援のあり方や支援方法について、情報保障が必要な様々な障がい特性をもつ人への環境整備について検討を行う必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
上牧町手話言語条例に基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通を支援する人材確保に向けて、町の手話養成講座を修了した方へのさらなる支援方策を検討し、養成・確保の取り組みを推進します。 ○町職員が手話への理解を深めることを目的として町職員に対する手話等の研修を実施します。 ○子どもたちへの手話の理解・普及を目的として、町内の学校等への出前講座を実施します。 ○聴覚障がいのある人の情報取得のための手段を確保するために、町主催行事においては手話通訳や要約筆記の設置を推進します。
情報コミュニケーション施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人に対し、意思疎通支援のための手段を確保するために地域生活支援事業（手話通訳者・要約筆記者等の派遣、日常生活用具コミュニケーション支援機器の給付、手話奉仕員養成講座の開催など）を実施します。 ○障がいのある人の自立した生活を支援するため、奈良県や各種障がい者支援センターが実施するコミュニケーション事業（中途失明者等生活訓練事業、身体障がい者補助犬の貸与、点訳・音訳奉仕員の養成など）について、町広報紙やホームページを通じて周知を行います。

4 防災、防犯等の推進

施策の方向性

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときに、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災による影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状況に応じた配慮が必要です。また、安全に安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、防犯・防災の取り組みや災害発生時の支援体制の整備が必要です。

災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、日頃からの備えを大切に、安心して避難ができる体制の整備を進めます。

〔1〕防災、防犯対策の推進

現状と課題

- 防災、防犯等の安全面については、障がい者を適切に救助・支援するため、災害時の要配慮者情報の把握のほか、避難・救助体制を整備するとともに、緊急時の情報連絡体制の充実を図っています。
- 災害時個別避難計画の取り組みについて、社会的・身体的状況等で避難支援が必要な方の個別避難計画の充実を図っていく必要があります。
- 地域や事業所それぞれにおいて、災害時に冷静・迅速に対応できるよう、これまで整備してきた体制を定期的に点検することや、町と関係機関とが密に情報共有すること、災害時に協力し合える地域づくりなどを、日頃から意識して行う必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
災害発生時の避難支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者制度について、町広報紙やホームページ等で制度の普及啓発を積極的に行います。○災害発生時の避難が円滑に行えるよう防災訓練の実施や防災行政無線のスピーカーの増設、避難準備情報の円滑な実施による災害時要援護者に対する避難誘導、障がいのある人に配慮した避難場所の整備、ひとり暮らしの高齢者や障がい者を消防と町と民生委員・児童委員または自治会で把握するなどの防災（減災）対策について関連各課で協議していきます。○障がいのある方に限らず様々な境遇にある方が相談しやすくなるよう、民生委員・児童委員の活動についての周知・啓発を進めるとともに、地域住民との信頼関係構築のために守秘義務の徹底等に努めます。

具体的施策	内容
防災（減災）に関する啓発の推進	○「防災ガイドブック」について、浸水ハザードマップやため池ハザードマップを統合した最新情報に更新し、地域住民に対して、防災や減災対策などについて啓発活動を継続して実施します。
関係機関と連携した防犯対策の推進	○警察や自治会、ボランティア団体等と連携し防犯ネットワークの構築に努め、障がい者等に対する防犯意識の高揚を図るとともに、防犯対策に関する情報提供に努めます。 ○危険箇所であると判断した場合には防犯カメラの設置等を行います。

〔2〕消費者被害の防止

現状と課題

- 警察署や自治会など、関係機関・団体と連携し、防犯に関する啓発、情報提供に努めるとともに、障がい者の消費生活に関するトラブルの予防や早期解決を図るための相談を実施するなど、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境を目指した取り組みを進めています。
- 金銭の管理や使い方を学ぶ教育や消費者トラブル防止のための消費者教育の充実、特殊詐欺被害の防止などについての啓発の機会を充実させることで、障がいのある人への被害防止につなげていく必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
消費者被害防止のための啓発の推進	○消費生活相談員や関係機関・団体の連携により、障がいのある人を対象とした訪問販売や悪質商法に関する注意喚起、被害予防等の啓発を推進します。
消費生活相談窓口の周知	○障がい者の消費生活に関するトラブル予防や早期解決を図るため、消費生活相談員などの消費生活相談窓口を周知するとともに、障がいのある方を対象とした悪質商法や訪問販売等に関する相談に対して支援者間で協働し、解決策を協議しながら対応します。

5 保健・医療の推進

施策の方向性

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、保健や医療体制は必要不可欠なものであり、障がい福祉分野と医療分野が連携し、身近な地域で医療を受けることができる支援体制の構築が必要です。

疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

精神保健に関する相談支援については、精神障がいのある人のほか精神保健に課題を抱える人などを含め幅広く対象にするとともに、心身の状況に応じた適切な支援の包括的な体制の確保を推進します。

〔1〕障がいの原因となる疾病等の予防等

現状と課題

- 本町では、妊産婦の健康教育や保健指導、健康診査、各種健診・相談・教室・訪問指導など実施し、すべての住民が住み慣れた地域で、健康で暮らしていけるよう日頃から健康管理に努め、乳幼児期から疾病の予防や、疾病や障がいの早期発見・早期治療、高齢期の介護予防などさまざまな取り組みを進めています。
- 障がいの早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行う必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none">○子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点等において、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制を推進します。○早期発見・早期治療に向け、円滑な情報共有を推進します。○生活習慣病の予防と疾病の早期発見・治療のため、健康診査等の受診を奨励し、要指導者等に対する保健指導の充実に努めます。○高齢化の進展を背景に加齢に伴う体力や筋力の低下が進み、要介護状態になることを予防するため、介護予防事業を推進します。○障がいが発見された場合は、専門の医療機関や保健所、主治医等による相互連携のもと、障がいのある人に必要な医療の提供のほか、退院調整、指導訓練や生活支援など、障がいの発見段階から一貫した対応に努めます。

具体的施策	内容
障がいの原因となる疾病等についての普及・啓発の推進	<p>○障がいの原因となる疾病、外傷等の予防や治療について、住民に対し正しい知識の普及を図ります。</p> <p>○障がいの原因となる疾病、乳幼児や高齢者の事故等を未然に防ぐため、各種健康相談や健康教育などを通じ、それらの防止に向けた啓発に努めます。</p>

〔2〕保健・医療の充実

現 状 と 課 題

- 障がいが発見された場合は、必要な医療提供や指導訓練・生活支援など一貫した対応を図り、関係機関との連携のもと、障がい者に必要な支援を実施しています。
- 療育についての相談・支援のほか、近年増加している精神疾患にも適切に対応できるよう相談機能の強化を図っています。
- 令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」により、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する「責務」を負うこととなり、保育・教育体制の拡充、日常生活における支援、相談体制の整備、情報共有の促進が求められています。医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、支援の充実を図る必要があります。

施 策 の 内 容

具体的施策	内容
障がい者に対する保健・医療サービスの提供	<p>○障がい者の健康の保持・増進や子どもの発達に関する相談・支援などについて、保健福祉センターのほか、必要に応じて保健所・こども家庭相談センター等、専門相談に対応できる関係機関と連携した支援を行います。</p> <p>○障がい者が、地域で安心して医療を受けることができるよう、地域の医療情報の収集、医療体制の充実に努めます。</p>
障がい者が安心して受診できる医療サービスの提供	<p>○障がい者がいつでも必要かつ適切な医療を安心して受けられるよう、医療従事者の障がいに対する理解促進、受診環境の充実に努めます。</p> <p>○障がい者医療制度及び自立支援医療等の各種医療制度について、町広報紙やホームページ等を通して制度の周知を図り、適正な利用を促進します。</p>

具体的施策	内容
精神保健対策の推進	<p>○精神障がい者に対する差別や偏見を解消し、積極的な社会参加を促進するため、家族会などの活動を支援し、地域で支え合う体制づくりを推進します。</p> <p>○精神疾患及び精神障がいに対する正しい知識の普及を図るため、当事者、家族会、福祉関係者、保健所、医療機関等と連携した啓発活動の推進に努めます。</p> <p>○うつ病等による自殺など心の問題に対し、保健所と連携を図って相談・支援を行うとともに、地域で支え合う体制づくりを推進します。</p> <p>○精神保健福祉に係る相談支援や対応を充実させ、庁内福祉部局や保健所などの関係機関との連携を強化しながら、複雑化・複合化した課題に対応するために精神保健福祉士など専門職の庁内設置を見据えて取り組みを進めます。</p>

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるようにするためには、障がいのある人本人の意思に基づいた福祉サービスが受けられるとともに、あらゆる場面で障がいのあるなしに関わらず、社会活動に参加できることが重要です。

障がいのある人が障がい特性や支援の度合いに関わらず、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、安心できる暮らしの場の確保と福祉サービスの充実に取り組みます。特に地域資源が限られている医療的なケアや常時介護が必要な障がいのある人などが、必要な支援を受けながら生活できるように体制の構築に努めます。さらに、障がいのある人がスポーツや文化芸術活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、障がいのある人が参加しやすい環境整備を行いながら活動の場の拡大を通じて社会参加を促進します。

〔1〕相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がい者本人をはじめ、その家族、介助者等が抱えるさまざまな不安や悩みを受け、必要なサービスを円滑に利用し、適切なサービスにつなぐことができるよう、庁内関係部局、相談支援事業所、保健所などの関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めています。
- 委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所が行う基本相談などの役割を明確化するなど、相談支援が重層的に行える体制づくりを継続的かつ効果的に進める必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
相談支援体制の強化	○西和圏域7町 ^{※9} 内の障がい者の相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実に図り、地域の計画相談支援員との連携強化を図るための相談支援連絡会の取り組みを進めます。
包括的な相談支援体制の充実	○複雑化・多様化する地域生活課題に柔軟に対応し、適切な相談窓口や支援機関につなぐ仕組みをつくとともに、庁内の関係部署や町社会福祉協議会などが連携・情報共有を行い、障がい・高齢・児童の各分野が協働して重層的・包括的な支援が行えるよう開催する地域福祉庁内連絡会議の取り組みを充実します。

^{※9} 西和圏域7町とは、北葛城郡の3町（王寺町・上牧町・河合町）と生駒郡の4町（斑鳩町・三郷町・平群町・安堵町）のこと。

〔2〕障害福祉サービスの提供体制の確保及び質の向上

現状と課題

- 本町では、障がい者の地域での自立生活を支えるため、これまで第1期から第6期にわたる障がい福祉計画に基づき、国の法制度の見直しに対応し、障害福祉サービス等の提供体制の充実に取り組むとともに、制度やサービス内容について、住民に周知を図っています。
- 障害福祉サービスの質を確保するために、関係機関と連携して人材確保や質の向上に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。

施策の内容

具体的施策	内容
障害福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○利用者本位のサービス提供体制を確保するため、当事者に寄り添った相談支援を念頭に、関係機関との連携強化に努めます。○相談支援体制の充実を見据え、地域の計画相談支援員との連携強化を図るための相談支援連絡会の取り組みを進めます。
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none">○当事者のニーズを丁寧に汲み取りながら、障がい者の地域生活を支援する地域生活支援事業の充実を図ります。○地域生活を支援するサービスについて、町広報紙等による周知のみならず、地域の計画相談員や関係機関への情報提供に努めます。
年金制度や各種手当等の周知	<ul style="list-style-type: none">○障がい者が経済的に安定した生活を送ることができるよう、年金制度や各種手当、割引制度等について、窓口での案内やパンフレットでの周知を継続して実施します。○懇切丁寧な窓口での案内対応を心掛けながら、手帳取得者に対して制度説明を行います。

〔3〕障がい者スポーツの振興・文化芸術活動の支援

現状と課題

- 町内の幼稚園・保育所では地域交流事業を通じて、地域住民との交流を図り、町内小学校では、障がいのある児童が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりなどを行っています。
- 町広報紙やホームページを通じて障がい者がスポーツに親しむ機会の情報提供に努めています。
- 障がいのある人とない人が共にスポーツや文化芸術活動に参加でき、それらの活動を通して潤いある豊かな生活を創造することができる生活環境の整備が必要です。

施策の内容

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動のための基盤の充実	○障がいのある人が気軽に活動できる場としてのスポーツ・レクリエーション活動・文化施設等のバリアフリー化を推進するため、多様なニーズに配慮した施設設備や備品の充実を図ります。
スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の推進	○町広報紙やホームページ、SNSを通じてスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実を図るなど、障がいのある人の参加を促進します。 ○障がい者の社会参加活動を一層支援していくため、移動支援に係るサービスの周知啓発を図ります。
障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等への活動支援	○障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等が行っている活動などに対し、町社会福祉協議会との連携を強化しながら、当事者団体やボランティア団体への活動支援を行います。

7 教育・保育の振興

施策の方向性

障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしていくためには、子どもの成長や障がいの特性に応じた専門的な支援や相談を受けながら、障がいのあるなしで分け隔てられることなく子どもの日々の豊かな成長と学びを支えることが重要です。また、家庭を中心に、療育機関、教育関係機関、医療機関、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などが連携して、子どもの将来を見据えた就学前からの切れ目のない支援体制を構築する必要があります。そのためには、療育支援体制のさらなる強化や、特別支援教育の充実、家族への支援、就学前からの継続した支援を、関係機関と連携し、包括的に実施することが重要です。

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。また、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制を整備します。

〔1〕療育支援体制の充実

現状と課題

- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点などで発達相談があった際は、各機関と情報の共有化や連携を行っています。
- 支援学級、小学校通級指導教室、通常学級において、効果的な指導・支援を行い、令和2（2020）年度からは中学校の通級指導教室を開始し、さらなる充実を図っています。また、支援学級・通級指導教室・通常の学級における効果的な指導・支援の充実を図るためには、教員全体の特別支援教育に対する共通理解が不可欠であることから、その支援体制の構築を進めています。
- 子どもの発達や育ちに関する不安や心配ごとがある親に寄り添い、きめ細かな相談対応や専門機関へのつなぎを行い、身近な地域で安心して暮らせる支援体制の充実が必要です。

施策の内容

具体的施策	内容
乳幼児期の障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点などで相談を受けた際は、各機関と情報の共有化や連携を行い、速やかに支援につなげていきます。 ○乳幼児期の子どもについては、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの状況に応じた適切な療育・相談事業の充実を図ります。 ○保育所に在園する障がいのある子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。 ○幼稚園・保育所においては、専門機関と連携し、子どもの発達状況に応じた効果的な支援の充実を図ります。
児童福祉施設における療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の療育体制の中核を担う児童発達支援センターの早期圏域設置に向けて、西和7町障害者等支援協議会で協議を進めます。
障がいのある児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの自立に向け、支援学級・通級指導教室・通常の学級における効果的な指導・支援の充実を図ります。 ○より多くの教員が特別支援学級の担任や運営、通級指導を経験し、学校全体で行う特別支援教育を推進できるよう努めていきます。

〔2〕 将来を見据えた就学前からの切れ目のない支援

現状と課題

- 健診や乳幼児相談等で発達について支援が必要な幼児の保護者に対し、町の個別相談（すくすく発達相談）や、療育教室（つくしっこ教室・ほほ笑み教室）等や町外の関連情報提供を実施し、継続的に支援しました。
- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、保育所、子育て支援拠点など保護者等から相談を受けた時は、各関係機関と情報の共有化や連携を図りました。
- 障がいのある子どもの支援などに関して、切れ目のないきめ細やかな支援と、庁内関係課、教育機関、支援機関との密な連携は不可欠であり、今後さらなる協働体制と充実・強化が必要です。

施策の内容

具体的施策	内容
障がいのある児童の発達支援体制の推進	○乳幼児期から個々に応じた指導・支援を図るため、情報伝達ツール「サポートブック『リンクぷらす』 ^{※10} 」を活用し、関係機関相互の連携を充実するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒やその家族に対する継続的な支援体制を推進します。
療育相談等の充実	○保護者及び関係機関から相談を受けた時は、各関係機関と情報の共有化や連携を図ります。 ○包括的な相談支援体制を図るための部局横断型の庁内連絡調整会議の定期開催における情報共有や、関係機関とのケース会議を実施しながら、療育相談支援体制を強化し、当事者への継続的な支援体制を推進します。

〔3〕教育・保育環境の充実

現状と課題

- 幼稚園・保育所では、障がいの有無に関係なく、幼児の受け入れを行うことができるよう療育機能の充実に努めています。
- 学校教育では、教育的な配慮が必要な子どもたちに対し、個々に応じた指導を行うとともに、合理的配慮のもと、児童・生徒一人ひとりの力をのばせるよう、校種^{※11}間、関係機関との連携を推進しています。

施策の内容

具体的施策	内容
相談支援体制の充実	○子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、各相談支援機関と連携を図ります。 ○福祉・保健・医療との連携を密にし、本人及び保護者の意向、障がいの状況等を踏まえた就園・就学相談の充実に努めます。
地域との交流や家庭への支援	○放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動の実現に向けた調整等を図ります。 ○特別支援学校及び特別支援学級に在籍する子どもがいる家庭の経済的負担を軽減するため、所得等の状況に応じ、就学奨励費を支給します。

※10 サポートブック『リンクぷらす』とは、障がいのある方や家族の現状、成長過程を関係者で共有、活用することにより、本人を中心とした総合的な支援ネットワークによる支援が可能となるよう作成されたツールのこと。

※11 校種：学校の種類のこと。学校教育法第1条では、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」と規定されている。

具体的施策	内容
教育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者及び関係機関から相談を受けた時は、各機関と情報の共有化や連携を図り、子どもやその保護者に対して相談・助言等の早期支援に努めます。 ○学校教育においては、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるなど、障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な教育的支援に努めます。 ○一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、校種間・関係機関との連携を進めます。 ○教育委員会、保育所、幼稚園、学校が密に連携して、幼児・児童・生徒の健康状況や障がいの特性の情報等を引き継ぎ、一貫した的確な教育的支援を目指します。 ○乳幼児期から学校卒業後までを通じて、長期的な視点で一貫した的確な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に努めるとともに、有効活用できるように教職員の意識を改革し、活用を通じてより優れた「計画」にしていきます。 ○教職員が障がいのある子どもの特性を理解し、個々の能力や個性を伸ばす教育ができるよう、指導力の向上に努めます。
施設等のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数が利用する公共施設について、施設・設備のバリアフリー化の促進に努めるとともに、障がい者だけでなく、すべての人が快適に利用できるよう、可能な限り課題解決に努めます。 ○障がいのある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、教材や学習を支援する情報機器、設備等の計画的な整備に努めます。

8 経済的自立に向けた就労支援の推進

施策の方向性

障がいのあるなしに関わらず、仕事は経済的な安定や、やりがい・生きがい、社会貢献、居場所の確保につながるなど、生活していくうえで重要な位置を占めています。障がいのある人の雇用を進めるうえでは、障がいに対する理解の促進と受け入れの拡大、障がい特性に応じた就労の場の開拓が必要です。

障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。また、企業に対し、障がい者雇用についての理解を促すとともに、関係機関が連携し、総合的な就労支援体制の構築を目指します。

〔1〕障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進

現状と課題

- 奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）などの機関が連携し、障がい者への就労相談のほか、雇用に関する情報の企業への提供、職域の拡大や障がい者が働きやすい環境づくりに向けた取り組みに努めています。
- 一般就労の増加に向けて、企業に対して啓発を継続していくとともに、働くことを希望する障がいのある人が、個別の状況に応じて企業等とつながり合うことができるよう、関係機関が連携し包括的な支援を行うことが必要です。

施策の内容

具体的施策	内容
事業主に対する啓発活動の推進	○民間企業や事業主に対して、障がい者の雇用促進や障がい者が働きやすい環境づくりなどについて啓発活動を推進します。
障がい者への情報提供の推進	○奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）等と連携しながら、障がい者の雇用に関する情報を提供に努めます。
職場定着に向けた支援	○就労後の職場定着を進めるため、就労定着支援などの障害福祉サービスの利用や、事業者に対して障がい者の能力や適性、障がいの特性に応じた就業支援を呼びかけるとともに、合理的配慮に基づいた障がい者の労働環境の整備についての啓発を図ります。

〔2〕障がいのある人の就労機会や場の拡大・福祉的就労の充実

現状と課題

- 行政においては、障がい者を雇用する体制の整備に努めるとともに、障がい者施設からの物品購入や役務の調達を進め、行政の福祉化^{※12}を推進しています。
- 就労が困難な障がい者に対しては、ニーズに応じた就労系のサービスを提供する事業所の確保に努めています。
- 工賃の維持や「上牧町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」の目標達成に向けては就労継続支援事業所等との連携体制の構築が必要です。

施策の内容

具体的施策	内容
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の雇用を促進するため、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。 ○民間企業や事業主に対する働きかけについて、具体的な施策の立案・実施を検討します。
就労に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）等と連携を図り、就労に関する相談体制の充実に努めます。 ○障がい者雇用や就労についての相談対応を充実させていくため関係機関との連携強化を推進します。
行政の福祉化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各課へ障がい者就労施設からの優先調達を促しながら、一層の受注機会の確保・拡大に向けて取り組みを進めます。 ○サービス計画相談員や関係機関と情報共有を行いながら、福祉的就労の場の情報提供及び体制確保に取り組めます。
就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労部会の活動を一層充実させながら、圏域内事業所へのアンケート調査を行い、事業者の抱える課題の抽出や確保方策について協議を進めていきます。

※12 行政の福祉化とは、町政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取り組みのこと。



第5章

障がい福祉計画

国においては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障害児支援サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るためのガイドラインとなる基本指針^{※13}を示しています。

基本指針では、障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を「活動指標」として設定し、その必要量の見込みを定めることとしています。

本計画は、国の基本指針を踏まえ成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定め取り組んでいきます。

Ⅰ 第6期計画の達成状況と第7期計画の目標

〔Ⅰ〕施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに施設を退所してグループホーム等の地域生活に移行する人数を2人とす
る目標を設定しましたが、令和5（2023）年度末の実績見込みが1人となっています。

令和5（2023）年度末までの施設入所者の削減数を1名としておりましたが、目標達成には至らない
見込みとなっています。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目	実績		実績見込み	目標
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末
地域移行者数	0人	1人	0人	2人
令和元(2019)年度末時点からの移行割合	-	4.5%	-	9.1%
施設入所者数	21人	21人	21人	20人
令和元(2019)年度末時点からの削減割合	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%

※施設入所者数について、令和元（2019）年度末の基準値は22人であったため、目標値を21人と
していました。前計画期間中に地域生活への移行には含まない1名減があったことにより基準値（目標
値）を20人に変更し評価をしています。

※13 基本指針：正式名称は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

■国の基本指針

①地域移行者数	令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
②施設入所者数	令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末の5%以上削減

令和4（2022）年度末現在、福祉施設に入所されている人は21人であり、第7期計画の成果目標は、令和8（2026）年度末時点において地域移行者数を2人、また福祉施設の入所者数を1人削減とします。

地域に移行するには、利用者の状況を把握し、家族や支援者との調整を行うなど、慎重に進めていく必要があります。また、精神科病院からの地域移行は精神科医療機関との情報共有や協議が必須なことから、関係機関との連携体制の強化を推進しながら、当事者の意向に寄り添った支援・対応に努める必要があります。

■第7期計画（令和8（2026）年度末）における目標

項目	令和8 (2026)年度末
福祉施設から地域生活への移行者数	2人以上
令和4（2022）年度末時点からの移行割合	9.5%
福祉施設の入所者数	20人
令和4（2022）年度末時点からの削減割合	4.8%

※施設入所者数について、令和4（2022）年度末の基準値は21人となっています。

〔2〕精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

西和7町障害者等支援協議会の専門部会で、保健・医療・福祉関係者が参画する「暮らし部会」の構成員や介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置し、精神障がいに係る関係機関のネットワーク体制の強化を図りました。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目		実績		実績見込み	目標		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末		
保健・医療・福祉関係者による協議の場		開催回数	1回	4回	3回	1回以上 (圏域で実施)	
		関係者参加人数	8人	12人	13人	12人	
		年間目標設定及び評価の実施回数	1回	4回	4回	1回以上 (圏域で実施)	
精神障がい者	地域移行支援	月平均利用者数		0人	1人	1人	
	地域定着支援			0人	0人	0人	1人
	共同生活援助			5人	9人	11人	5人
	自立生活援助			0人	0人	0人	1人

国の指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる「協議の場」の一年間の開催回数の見込みを設定することとしています。

■第7期計画における指標

項目		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度		
保健・医療・福祉関係者による協議の場		開催回数	2回以上 (圏域で実施)	2回以上 (圏域で実施)	2回以上 (圏域で実施)	
		関係者参加人数	12人以上	12人以上	12人以上	
		年間目標設定及び評価の実施回数	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)	1回以上 (圏域で実施)	
精神障がい者	地域移行支援	月平均利用者数		1人以上	1人以上	1人以上
	地域定着支援			事業所の確保	事業所の確保	事業所の確保
	共同生活援助			11人以上	12人以上	13人以上
	自立生活援助			1人以上	1人以上	1人以上
	自立訓練 (生活訓練)			1人以上	1人以上	1人以上

〔3〕地域生活支援の充実

令和5（2023）年度に地域生活支援拠点等を西和7町圏域で設置することを目標に掲げていましたが、未整備の状況であり、目標を達成には至っていません。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目	実績		実績見込み	目標
	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度	令和5 （2023）年度末
地域生活支援拠点等の整備	未整備	未整備	未整備	圏域で設置

■国の基本指針

- ①地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

本町では、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、緊急時の受け入れ体制事業等の早期整備に向けて取り組むとともに、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年1回以上行うことを目標として定めます。

強度行動障がい者を有する障がいの者の支援体制については、西和7町障害者等支援協議会の中で協議し、西和7町広域的な取り組みとして体制整備を進めます。

■第7期計画における目標

項目		令和8 （2026）年度末
地域生活支援拠点等の整備	設置個所数	1箇所以上（圏域で設置）
	運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上（圏域で実施）
	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制の構築（圏域で実施）
強度行動障がいを有する障がいの者の支援体制の充実	支援ニーズの把握	支援ニーズ調査の実施 （圏域で実施）
	地域の関係機関が連携した支援体制の整備	協議の実施 （圏域で実施）

〔４〕福祉施設から一般就労への移行等

一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した人数の割合を70%以上とする目標を設定しましたが、令和5（2023）年度末の実績見込みが0%であり、目標達成には至っていません。

一般就労移行者数、就労移行支援事業から一般就労への移行者数、就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数、就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数については、目標を達成することができました。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目	実績		実績見込み	目標
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末
一般就労移行者数	3人	7人	5人	8人以上
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	0人	3人	2人以上
一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した人数の割合	0%	0%	0%	70%以上
就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数	1人	4人	2人	4人以上
就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数	0人	3人	0人	2人以上

■国の基本指針

①福祉施設から一般就労への移行者数	令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援	令和3（2021）年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型	令和3（2021）年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型	令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8（2026）年度中に就労移行支援事業所の5割以上
③就労定着支援事業の利用者数	令和8（2026）年度末の利用者数を令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上
④令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

福祉施設から一般就労への移行については、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等における相互の連携強化を図ることで、障がいのある人の就労を支援します。国の基本指針②・④については、町内に就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がないため目標設定を行いません。

■第7期計画における目標

項目	令和8（2026）年度末
一般就労移行者数	8人以上
うち、就労移行支援を利用してからの移行	3人以上
うち、就労継続支援A型を利用してからの移行	3人以上
うち、就労継続支援B型を利用してからの移行	2人以上
就労定着支援事業の利用者数	6人以上

〔5〕障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、西和7町が共同で1箇所以上を設置することを目標として掲げていましたが、未整備の状況であり、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備についても、児童発達支援センターの設置に向けたワーキングチームの中で協議中であり、目標達成には至っていません。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目	実績		実績見込み	目標
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末
児童発達支援センターの設置	未整備	未整備	未整備	圏域で1か 所以上設置
保育所等訪問支援の提供体制	取組あり	取組なし	取組なし	強化
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	未整備	未整備	未整備	圏域で1か 所以上設置
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	取組なし	取組なし	取組なし	年1回以上 検討会開催
医療的ケア児に関するコーディネーターの設置	配置	配置	配置	圏域で配置

■国の基本指針

①児童発達支援センターの設置	令和8（2026）年度末までに、各市町村又は各圏域に1か所以上
②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	令和8（2026）年度末までに構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保	令和8（2026）年度末までに、各市町村又は圏域に1か所以上

児童発達支援センターの設置については、西和7町が共同で1箇所以上を設置できるよう、近隣市町村、事業所及び保健、医療、障がい福祉、保育、療育等の関係機関とも連携しながら、早期整備に向けて協議を進めていきます。

障がいの重度化・重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化や重層的な障害児通所支援の体制整備を図るとともに、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら、支援を行う体制の構築を目指します。

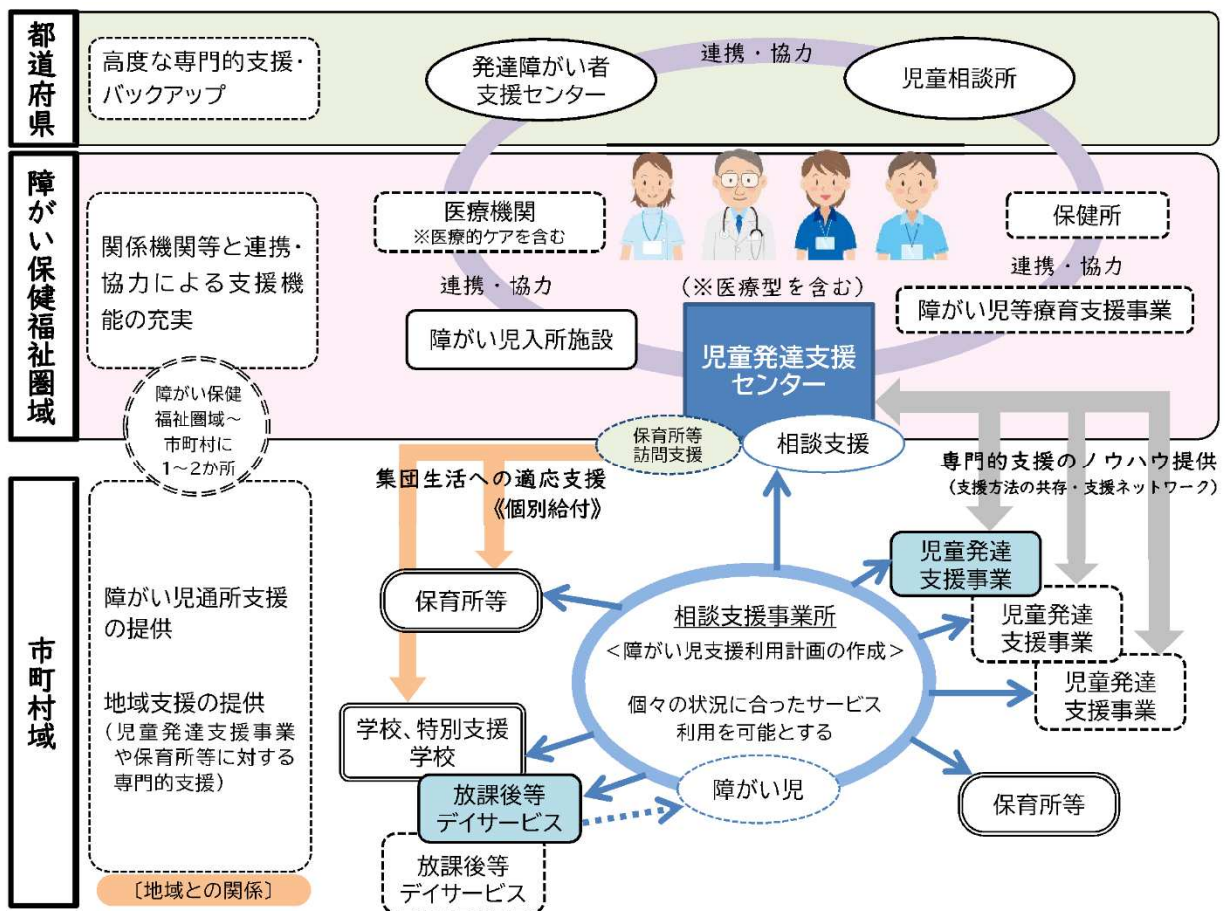
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備については、児童発達支援センターの設置に向けたワーキングチームの中で引き続き協議します。

医療的ケア児に関するコーディネーターを圏域で1人以上配置の確保しつつ、医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、関係機関と協働して年1回以上の検討会を行います。

■第7期計画における目標

項目	令和8 (2026)年度末 圏域で1か所 以上設置
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所 以上設置
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	圏域で構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域で 1人以上

□児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ



〔6〕相談支援体制の充実・強化等

西和7町圏域において、委託事業所と協働し、「相談支援事業所への訪問等による指導・助言」、「相談支援事業者の人材育成」、「情報の共有の場の確保」など、相談支援事業の体制の強化・連携強化に努めました。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目		実績		実績見込み	目標
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制		実施	実施	実施	相談支援体制の充実・強化
相談支援体制の確保	地域の相談支援事業者に対する専門的な立場での指導助言	2回	1回	2回	年1回以上 (圏域)
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（勉強会の実施）	2回	0回	2回	年2回以上 (圏域)
	地域の相談機関との連携強化の取り組み（協議の場の設置）	2回	1回	2回	年1回以上 (圏域)

■国の基本指針

①基幹相談支援センターを設置等	令和8（2026）年度末までに設置
②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	令和8（2026）年度末までに実施

基幹相談支援センターの設置については、西和7町圏域において、委託相談支援事業所と協働して、地域の相談支援専門員との勉強会の実施や情報共有の場を設置し、地域の福祉人材の育成や相談員との連携強化を図りながら、協議を進めます。

西和7町障害者等支援協議会において地域課題の抽出や把握を行い、情報の共有を図りながら地域の社会資源の基盤の開発や改善につなげる仕組みを構築します。

■第7期計画における目標

項目	令和8 (2026)年度末
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	圏域で実施

〔7〕障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

奈良県が実施する研修に町職員が参加するなど、職員の資質向上を図ることで、障がいの種別や程度に応じて適切な提供を図りました。

■第6期計画（令和5（2023）年度末）における達成状況

項目	実績		実績見込み	目標
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和5 (2023)年度末
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	実施	実施	実施	圏域での情報共有の強化と職員の資質向上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議	4回	4回	4回	年4回以上 (圏域)
奈良県が実施する研修への町職員の参加	6人	8人	9人	6人

■国の基本指針

①サービスの質向上のための体制を構築すること 令和8（2026）年度末までに構築

審査体制や関係機関との連携を強化して情報共有等に取り組むとともに、奈良県が実施する町職員向けの各種研修なども活用して、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築していきます。

■第7期計画における目標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議	4回以上 (圏域で実施)	4回以上 (圏域で実施)	4回以上 (圏域で実施)
奈良県が実施する研修への町職員の参加	6人以上	6人以上	6人以上

■第7期計画における目標（まとめ）

項目		令和8（2026）年度末
福祉施設から地域生活への移行者数		2人以上
令和4（2022）年度末時点からの移行割合		9.5%
福祉施設の入所者数		20人
令和4（2022）年度末時点からの削減割合		4.8%
保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	2回以上（圏域で実施）
	関係者参加人数	12人以上
	年間目標設定及び評価の実施回数	1回以上（圏域で実施）
精神障がい者	地域移行支援	1人以上
	地域定着支援	事業所の確保
	共同生活援助	13人以上
	自立生活援助	1人以上
	自立訓練（生活訓練）	1人以上
地域生活支援拠点等の整備	設置個所数	1箇所以上（圏域で設置）
	運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上（圏域で実施）
	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制の構築（圏域で実施）
強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実	支援ニーズの把握	支援ニーズ調査の実施（圏域で実施）
	地域の関係機関が連携した支援体制の整備	協議の実施（圏域で実施）
一般就労移行者数		8人以上
うち、就労移行支援		3人以上
うち、就労継続支援A型		3人以上
うち、就労継続支援B型		2人以上
就労定着支援事業の利用者数		6人以上
児童発達支援センターの設置		圏域で1か所以上設置
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		圏域で構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		圏域で確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置		圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		圏域で1人以上
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		圏域で実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議		4回以上（圏域で実施）
奈良県が実施する研修への町職員の参加		6人以上

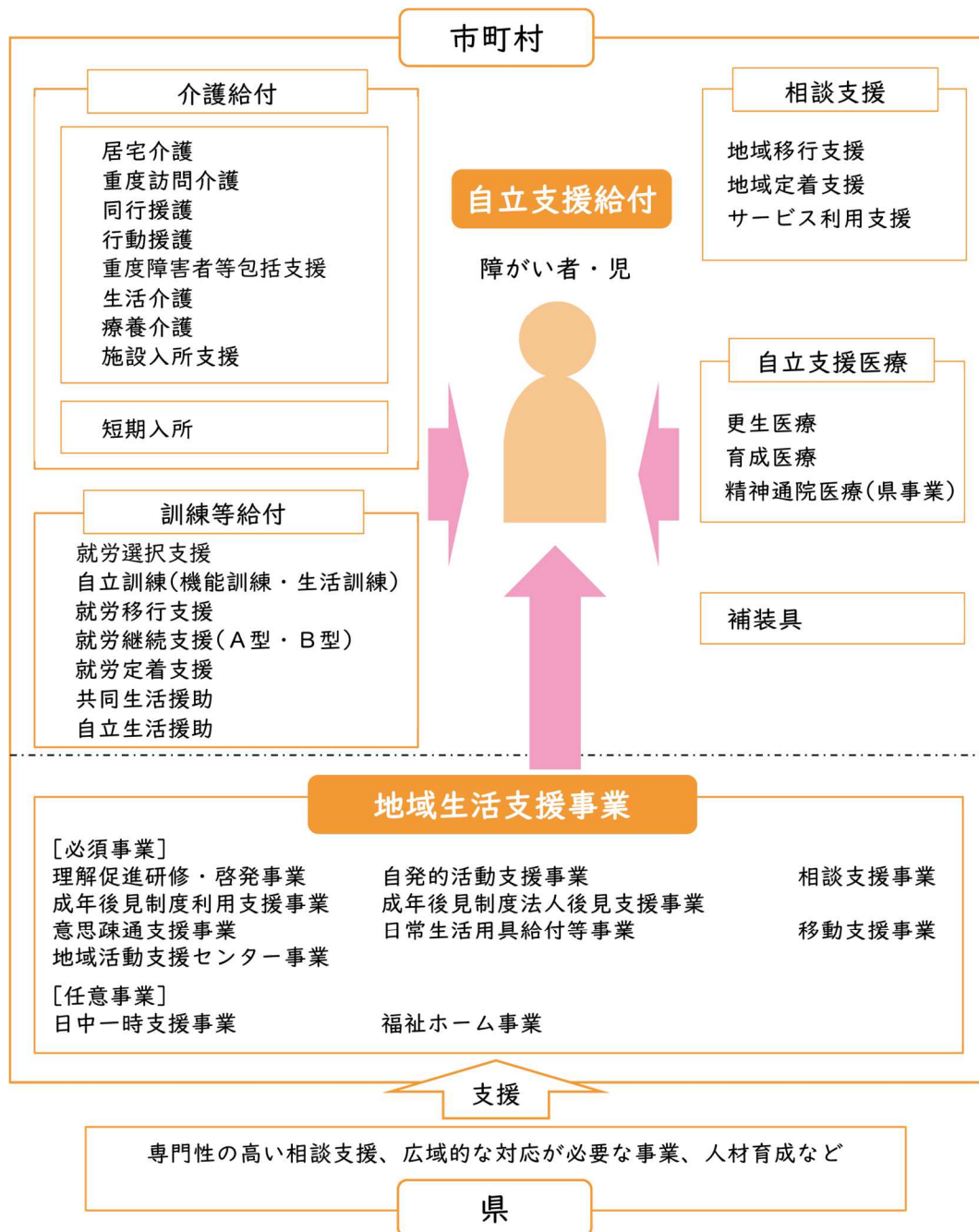
2 障害（児）福祉サービスの見込み

〔1〕障害（児）福祉サービスの概要

①障害福祉サービス

障害者総合支援法では、利用者のニーズや障がいの種類、障がいの程度に応じて、適切なサービスが公平に提供されるよう、次の事業が規定されています。

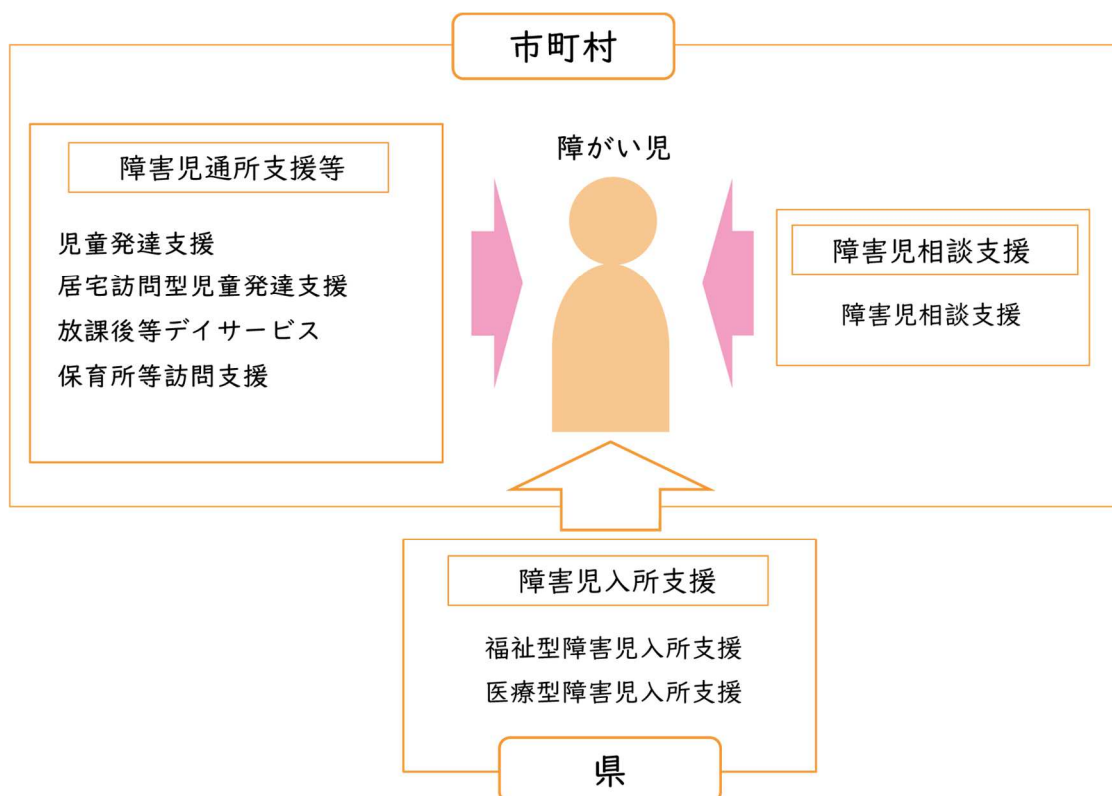
■障害者総合支援法に基づくサービスの体系



②障害児支援サービス

児童福祉法では、障がいのある児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられるよう次の事業が規定されています。

■児童福祉法に基づくサービスの体系



〔2〕障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

①訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がい者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分※ ¹⁴ 「6」（児童については区分「6」に相当する支援の度合い）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
居宅介護	人/月	55	50	48	46	44	42
	時間/月	1,021	964	1,014	972	930	887
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月	424	434	405	405	405	405
同行援護	人/月	8	9	9	9	9	9
	時間/月	110	155	173	173	173	173
行動援護	人/月	14	17	19	21	23	25
	時間/月	262	300	414	458	501	545
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実利用者数（人/月）、延利用時間（時間/月）

※¹⁴ 障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分のこと。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。

■訪問系サービスの量の見込みと確保方策

居宅介護については、第6期計画期間中の利用実績が減少傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年2人ずつ減少すると見込んでいます。重度訪問介護及び同行援護については、第6期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。行動援護については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年2人ずつ増加すると見込んでいます。重度障がい者等包括支援については、第6期計画期間中の利用実績がないため、現時点での第7期計画期間の見込みを設定していません。

訪問系サービスの確保方策については、今後の利用者のニーズに柔軟に応じていくため、町内や隣接する市町の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所に対し、障害福祉サービス事業への参入を促すなどの安定的なサービス提供体制の確保に努めるとともに、障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に向けて、各研修などの周知を行いホームヘルパーの資質向上を図ります。また、障がい者の安心した地域生活を支援していくため、早朝、夜間、緊急時に対応ができるサービス提供体制の充実に向け、事業者にも柔軟な対応や協力を促し、さらなる連携体制の強化に努めます。

②日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分「3」以上である人及び50歳以上で障害支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。(令和7(2025)年10月より開始予定)
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分「5」以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
生活介護	人/月	66	69	70	71	72	73
	人日/月	1,250	1,278	1,357	1,376	1,396	1,415
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	23	7	3	11	11	11
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	51	43	35	43	43	43
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	0	0
	人日/月	-	-	-	-	0	0
就労移行支援	人/月	5	8	7	6	5	4
	人日/月	63	124	129	111	92	74
就労継続支援 (A型)	人/月	15	19	22	25	28	31
	人日/月	307	363	435	494	554	613
就労継続支援 (B型)	人/月	36	38	40	42	44	46
	人日/月	576	607	668	701	735	768
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
就労定着支援	人/月	4	3	3	3	3	3

※実利用者数(人/月)、延利用者数(人日/月)

■日中系サービスの量の見込みと確保方策

生活介護については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年1人ずつ増加すると見込んでいます。自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、第6期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。就労選択支援については、令和7(2025)年10月より開始予定の事業であり、サービス利用のニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。就労移行支援については、第6期計画期間中の利用実績が減少傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年1人ずつ減少すると見込んでいます。就労継続支援(A型)については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年3人ずつ増加すると見込んでいます。就労継続支援(B型)については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年2人ずつ増加すると見込んでいます。療養介護及び就労定着支援については、第6期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。

日中系サービスの確保方策については、障がい者の多様なニーズに対応していくため、新規事業者の参入を支援していきます。生活介護については、重度身体障がい者や重症心身障がい者に対し、生活動作訓練や身体機能保持など身体面にアプローチが可能な専門性の高いサービスを提供できる事業所の確保に努めます。自立訓練や就労移行支援、就労継続支援(A型)については、町内に事業所がないため、その確保に努めるとともに、サービスの提供体制の充実に向けて、関係機関やサービス利用計画の相談支援専門員などとの連携体制を強化し、障がいのある人が希望する働き方と有する能力、それに

適した就労支援などを総合的に勘案し、適切なサービス利用に繋がられるよう取り組みを進めていきます。また、一般就労への就労機会の拡大に向けて、ハローワークとの連携を強化しつつ、雇用に対する理解と啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。また、障がい特性に応じた支援の向上に向けて、就労系サービスから一般就労へ移行した利用者の就労定着支援サービス利用への移行を促していくため、既存の就労系サービス事業者との情報共有を強化し、きめ細かな相談支援を行いながら、その人に合った適切なサービス利用に繋がられるよう取り組みを進めていきます。

③短期入所サービス（ショートステイ）

■サービスの内容

サービス名	内容
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
短期入所 (福祉型)	人/月	13	15	15	15	15	15
	人日/月	71	88	107	107	107	107
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	1	2	3	4
	人日/月	0	0	2	4	6	8

※実利用者数（人/月）、延利用者数（人日/月）

■短期入所サービス（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

短期入所（福祉型）は、第6期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。短期入所（医療型）は、第6期計画期間中の利用実績が増加したことから、第7期計画期間も1人ずつ増加すると見込んでいます。

短期入所サービス（ショートステイ）の確保方策については、通常時のみならず、緊急時における利用ニーズにも柔軟に対応するため、事業者の新規参入を支援し、地域で不足する社会資源の確保に努めます。また、在宅の重症心身障がい者が利用できる短期入所（ショートステイ）事業の実施について、医療機関や介護保険施設などは働きかけを行うことを見据え、他市町村との広域連携の取り組みとして協議を進めていきます。

④居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居において、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等必要な日常生活上の援助及び相談を行います。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
共同生活援助	人/月	20	24	28	32	36	40
施設入所支援	人/月	21	21	21	20	20	20
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※実利用者数(人/月)

■居住系サービスの量の見込みと確保方策

共同生活援助(グループホーム)については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年4人ずつ増加すると見込んでいます。施設入所支援については、第6期計画期間中の利用実績は横ばいでしたが、第7期計画期間では利用者数が1人減少すると見込んでいます。自立生活援助については、第6期計画期間中の利用実績がないため、第7期計画期間の見込みを設定していませんが、今後の利用ニーズを見定め、必要に応じて提供体制の確保を図ります。

居住系サービスの確保方策については、共同生活援助(グループホーム)の新規開設に対する支援や、民間アパートを活用したグループホームなどにより共同生活住居の整備を積極的に働きかけるとともに、地域住民への障がい特性理解促進に関する取り組みを強化しながら、サービス提供体制の確保に努めます。施設入所支援については、国の指針により地域生活への移行が推進されていますが、障がいの進行や心身の状態、保護者の高齢化などにより施設入所を余儀なくされる状況があることも勘案し、施設入所が選択肢の一つであるとの認識のもと、支援機関との連携体制のもと介護度や家族の状況など個々のケースに応じた支援を検討していきます。

⑤障害者相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勧告し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021)年度実績	令和4(2022)年度実績	令和5(2023)年度実績見込み	令和6(2024)年度見込み	令和7(2025)年度見込み	令和8(2026)年度見込み
計画相談支援	人/月	30	33	38	43	48	53
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	2	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	事業所の確保	事業所の確保	事業所の確保

※実利用者数（人/月）

■障害者相談支援の量の見込みと確保方策

計画相談支援については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では利用者数を年5人ずつ増加すると見込んでいます。地域移行支援については、第6期計画期間中に1名の利用実績があったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。地域定着支援については、第6期計画期間中の利用実績がなく、広域的にも実施事業者の確保が困難なサービスとなっており、関係機関との協議を進めながら、実施事業者の確保方策に向けて検討を進めます。

障害者相談支援の確保方策については、相談支援事業所の拡充を進め、既存のサービス事業者等に対して新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業への参入を促進するなど、提供体制の確保に努めます。また、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、サービス利用計画の相談支援専門員と密な情報共有を行いながら権利擁護の推進を図ります。

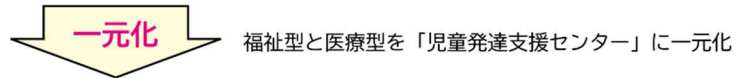
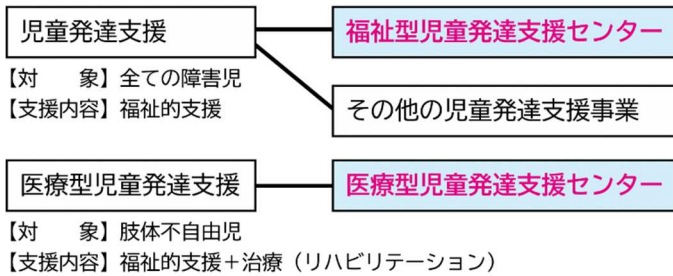
〔3〕 障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策

■ サービスの内容

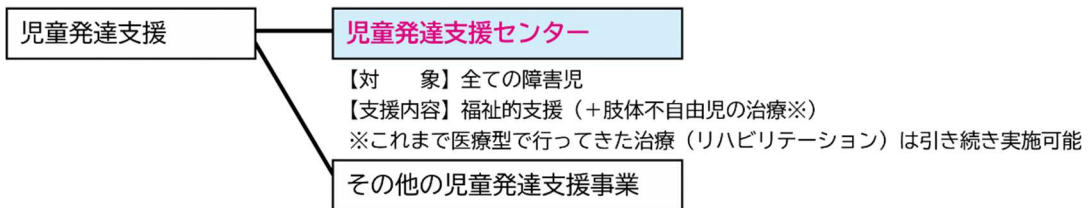
サービス名	内容
児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。（福祉型・医療型の一元化により令和6（2024）年度以降、「医療型児童発達支援」が含まれる）
医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。（福祉型・医療型の一元化により令和6（2024）年度以降廃止）
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。
障害児相談支援	<p>障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行います。 ・ 継続障害児支援利用援助 利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障がい児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■令和4（2022）年6月改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

【現行】



【改正後】



サービス名	単位	第2期 実績値			第3期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
児童発達支援	人/月	27	22	26	28	30	32
	人日/月	227	191	225	241	258	275
医療型 児童発達支援	人/月	0	1	1	福祉型・医療型の一元化により「児童発達支援」に含まれる。		
	人日/月	0	6	6			
放課後等 デイサービス	人/月	70	75	80	85	90	95
	人日/月	738	780	967	1,027	1,088	1,148
保育所等 訪問支援	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	3	2	2	2	2	2
障害児 相談支援	人/月	12	12	20	28	36	44
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	10	10	10

※実利用者数（人/月）、延利用者数（人日/月）

■障害児福祉サービスの量の見込みと確保方策

児童発達支援については、第2期計画期間中の利用実績の増減が年度によって異なっていますが、ニーズの増加が見込まれることから、第3期計画期間では利用者数を年2人ずつ増加すると見込んでいます。放課後等デイサービスについては、第2期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第3期計画期間では利用者数を年5人ずつ増加すると見込んでいます。保育所等訪問支援については、第2期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第3期計画期間も横ばいで見込んでいます。障害児相談支援については、第2期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第3期計画期間では利用者数を年8人ずつ増加すると見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については、第2期計画期間中の利用実績がなく、第3期計画期間では利用者数を各年1人ずつの利用者を見込んでいます。

障害児福祉サービスの確保方策については、障がいのある児童が発達過程に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を送ることができるよう、庁内の連携や、相談支援専門員、学校、障害児通所支援事業所等と情報共有を強化しながら、本人やその保護者のニーズに寄り添ったサービスの提供体制の整備に努めます。また、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援が行えるよう奈良県や近隣市町村と連携し人材の確保・養成を進めます。障害児相談支援は、利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。また、サービスの利用計画を立てる際は、保護者の意向に寄り添った上で、保護者のセルフプランではなく、相談支援事業所でのサービス利用計画も円滑に利用できるよう相談支援事業所の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害（児）福祉サービスとは別に、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

〔1〕 必須事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート※ ¹⁵ 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する安定的な実施のための組織体制の構築支援などを行います。
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人などが自立した社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

※¹⁵ ピアサポートとは、同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」ピア）が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みのこと。

サービス名	内容
日常生活用具 給付等事業	<p>補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具 特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。 ・自立生活支援用具 入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。 ・在宅療養等支援用具 透析液加温器、ネブライザー※16、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。 ・情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書などを給付します。 ・排せつ管理支援用具 ストマ※17用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 居宅生活動作補助用具などを給付します。
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。</p>
地域活動支援 センター事業	<p>創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。</p>

※16 ネブライザーとは、鼻や口から吸入できるよう薬を霧状にさせる機器のこと。

※17 ストマとは、消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストマを持つ人を「オストメイト」と呼んでいる。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	か所	3	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	未設置	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業	人/月	1	1	1	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	10	9	9	12	14	16
手話通訳者設置事業	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	2	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	件/年	416	462	463	463	463	463
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	2	2	2	2
移動支援事業	人/月	53	56	59	62	65	68
	時間/月	324	378	398	418	438	458
地域活動支援センター事業(基礎的事業)	か所	3	4	4	4	4	4
	人/月	8	10	12	14	16	18

※利用件数(件/月)、給付件数(件/年)実利用者数(人/月)、延利用時間(時間/月)

■必須事業の量の見込みと確保方策または事業実施の考え方

□理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、地域住民の障がいに対する理解が重要であることから、障がい特性について理解促進を図る住民講座の実施や、当事者会等の立ち上げ支援に関する勉強会を開催しながら、地域での「心のバリアフリー」の意識の醸成に努めます。

□相談支援事業

相談内容は多様化・複雑化しており、対応が非常に難しくなっています。また、障がいを持つ子の親が高齢化しており、親亡き後を見据えた対応も必要となっています。他分野と連携をしながら体制を整備していきます。

□成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の高齢化の進展や認知症高齢者が増加に伴い、当該サービスが重要となってくることから、制度の周知や利用促進を図ります。

□成年後見制度法人後見支援事業

関係町で共同委託している「権利擁護支援センターななつぼし」との体制を継続しつつ、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所とも情報共有を図りながら、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

また、西和7町障害者等支援協議会「人権施策部会」の活動を進め、西和7町共同で当事者向けの講演会等を開催しながら、障害者差別解消法や、障害者虐待防止法の一層の周知活動を図り、権利擁護の推進に努めます。

□意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用促進に努めながら、地域住民向けの手話通訳養成講座の実施を継続するとともに、奈良県聴覚障害者支援センター等との連携体制を継続します。手話通訳者設置事業については、設置通訳者の確保に努めながら事業の継続・拡充を図ります。

□手話奉仕員養成研修事業

より多くの人に講座を受講してもらえるよう、講座の周知を行い、手話奉仕員の養成に努めます。

□日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具が必要な人に提供されるよう、サービスの周知・啓発に努めます。

□移動支援事業

障がい者の社会参加に係る外出の機会を確保するうえで欠かせないサービスであることから、本人や家族の意向を十分に汲み取りつつ、個々のケースについて十分なサービス量を確保するため、他施策の利用等も提案しながら、事業の実施体制を継続します。

□地域活動支援センター事業

障がい者の社会参加の機会を推進し、日中活動の場の提供確保のため、引き続き実施体制の維持・充実を図ります。

〔2〕任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

サービス名	単位	第6期 実績値			第7期 計画値		
		令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度実績見込み	令和6(2024) 年度見込み	令和7(2025) 年度見込み	令和8(2026) 年度見込み
日中一時支援事業	人/月	6	7	5	6	7	8
福祉ホーム事業	人/月	0	0	0	1	1	1
訪問入浴サービス	人/月	-	-	1	1	1	1

※実利用者数（人/月）

■任意事業の量の見込みと確保方策または事業実施の考え方

利用者が今後も地域で安心して生活できるよう、サービスの質の向上、事業者の確保など、サービス提供体制の充実を図ります。

また、地域における自立した生活や社会参加の促進の観点から、サービス利用促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進します。



第6章

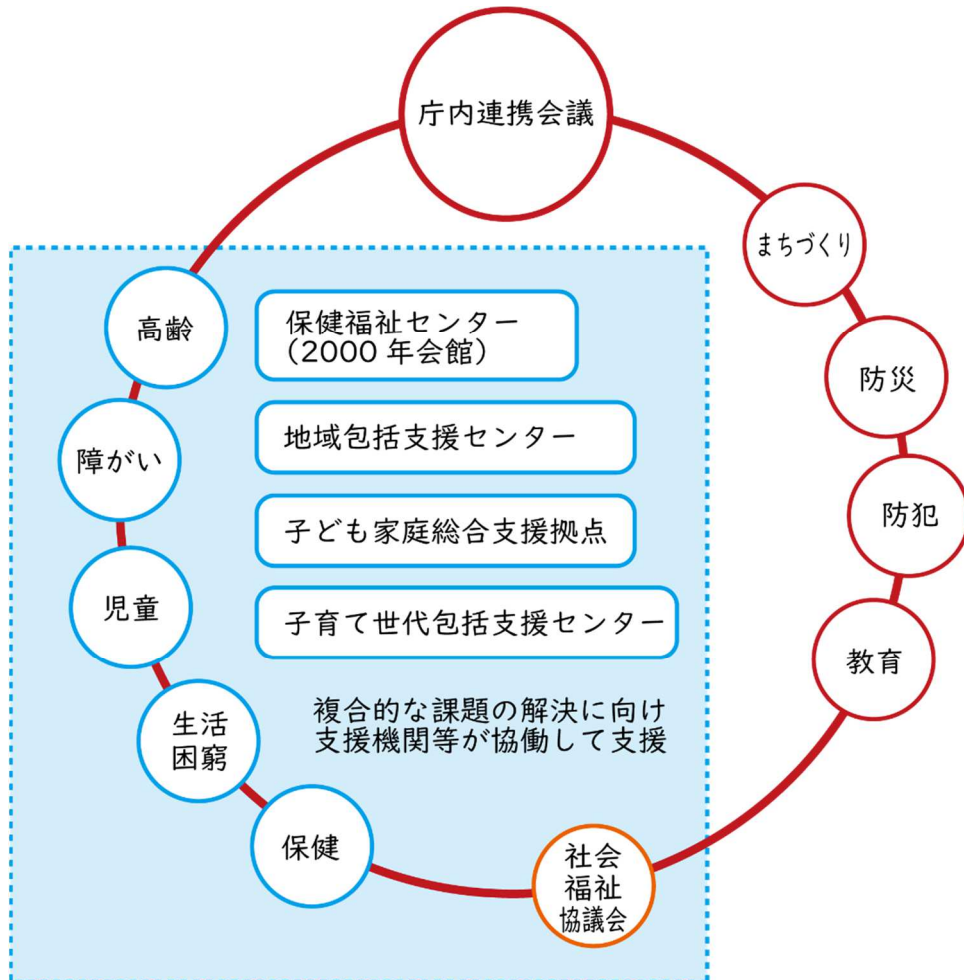
計画の推進体制

I 計画の推進体制

〔1〕 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、「上牧町地域福祉庁内連絡会議」や、保健・介護・児童・教育など庁内関係部局との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

■ 庁内推進体制のイメージ



〔2〕西和7町障害者等支援協議会との連携体制

西和7町障害者等支援協議会は、平成19（2017）年4月に「西和7町自立支援協議会」として発足し、西和7町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）の行政機関及び地域の障がい者団体、障害福祉サービス事業所等が共同して運営しています。

障がいのある人の様々なニーズに合わせ、柔軟な施策展開を行っていくためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題を解決していく場が必要です。

本町では、西和7町障害者等支援協議会における話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とされる支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。

協議会は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告・協議を行う『定例会』のほか、多岐にわたる障がい福祉における課題等について、より具体的に解決に向けた取り組みを行う『専門部会』で構成されています。

『専門部会』は令和5（2023）年4月現在で、長期入院患者の地域生活への移行促進について協議する「暮らし部会」、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の啓発に係る協議を行う「人権施策部会」、就労系障害福祉サービスの課題について協議する「就労部会」の3部会で構成され、個別課題の解決に向けた協議をしながら体制強化を図っています。

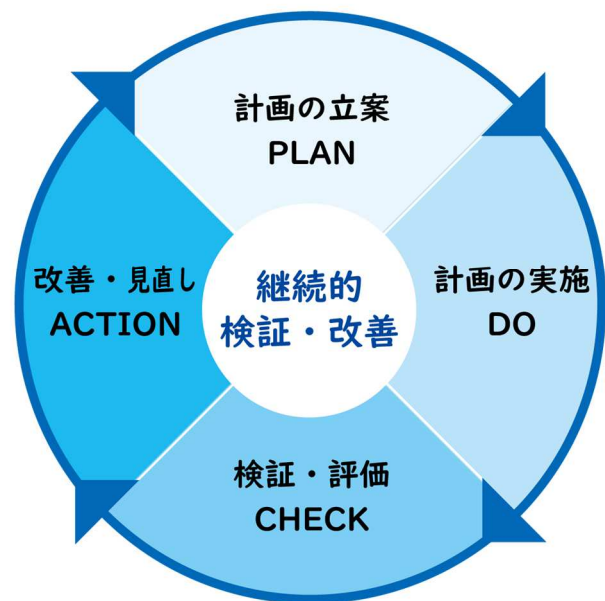
本町では、今後も西和7町障害者等支援協議会と連携を図り、複雑化・複合化した障がい者の地域生活課題に柔軟に対応するため、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

2 計画の推進管理及び評価

計画の推進においては、PDCAサイクルのプロセスを念頭に、障がい者の生活に必要な各種サービス等の提供の確保及び目標の達成に向けて、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換を重ねながら、定期的な計画の進捗状況の把握など、評価と改善を積み重ね、計画の着実な推進に努めます。

また、本計画の目標を達成するため、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者等支援協議会において、西和地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換・研究・評価・改善などに努めます。

PDCAサイクルのイメージ図





Ⅰ 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会規則

令和2年3月31日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例(令和2年3月条例第1号)第3条の規定に基づき、上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 関係機関及び関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

◎委員長、○副委員長（順不同、敬称略）

区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	奈良県立西和養護学校 教諭	横澤 友啓	
関係機関及び 関係団体の代表	上牧町民生児童委員協議会 副会長	中村 彰男	
	上牧町身体障害者協議会 会長	濱田 一郎	令和5年10月25日まで
	上牧町身体障害者協議会 副会長	水越 洋	令和5年10月26日から
	上牧町手をつなぐ育成会 会長	竹原 金子	
	西和家族会 会長	西村 恭子	
	上牧町聴覚障害者協会 会長	二宮 真理	
	西和圏域マネージャー	○ 大前 美希子	
	社会福祉法人在友会 主任相談支援専門員	小嶋 修平	
	社会福祉法人萌 相談支援専門員	下村 美里	
	上牧町社会福祉協議会 事務局長	◎ 植村 隆弘	
関係行政機関	奈良県中和保健所 所長	山田 全啓	
	奈良県中和福祉事務所 所長	南 英延	
	上牧町立第三小学校 校長	大河内 渡	
町民代表	公募委員	太田 圭子	
	公募委員	黒松 満代	

3 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定の経過

日程	内容
令和5（2023）年 7月20日	第1回 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 （1）障がい者計画及び障がい福祉計画の概要について （2）上牧町の障がい者の状況について （3）現行計画の取り組み状況について （4）アンケート調査・関係団体ヒアリングシートについて
令和5（2023）年 8月24日～9月19日	関係団体ヒアリング調査
令和5（2023）年 10月26日	第2回 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 （1）障がい福祉施策に係る動向について （2）アンケート調査に係る報告について （3）上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の骨子案について
令和6（2024）年 1月16日	第3回 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 （1）上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画（案）について （2）パブリックコメントの実施について
令和6（2024）年 2月5日から3月5日	パブリックコメントの実施
令和6（2024）年 3月19日	第4回 上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 【議事】 （1）パブリックコメントの結果について （2）上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の概要について

上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画

令和6（2024年）3月

編集・発行：上牧町福祉課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地1

上牧町保健福祉センター内

電話：0745-43-5031（直通）

FAX：0745-76-1196（福祉課内）